平成２６年（判）第１３９号ないし第１４２号

審　　決

大阪市福島区大開四丁目１番１８６号
被審人　レンゴー株式会社
同代表者　代表取締役　《氏　名　略》
同代理人　弁　護　士　中　藤　　力
同　　加　瀬　洋　一
同　　谷　本　誠　司
同　　外　崎　友　隆
同　　藤　井　健　一
上記被審人代理人中藤力復代理人弁護士
川　浦　史　雄
東京都千代田区丸の内二丁目２番２号
被審人　株式会社トーモク
同代表者　代表取締役　《氏　名　略》
同代理人　弁　護　士　中　野　雄　介
上記被審人代理人中野雄介復代理人弁護士
臼　杵　善　治
同　　上　石　涼　太
同　　塩　越　　希
同　　小　坂　　惇
同　　西　　愛　礼

公正取引委員会は，上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１００号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）（以下「独占禁止法」という。）に基づく標記の排除措置命令審判事件及び課徴金納付命令審判事件について，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規

則（平成２７年公正取引委員会規則第２号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）（以下「規則」という。）第７３条の規定により審判長審判官井出弘隆及び審判官宮本信彦から別紙審決案とともに提出された事件記録のほか，被審人らから規則第７５条の規定により提出された異議の申立書並びに独占禁止法第６３条及び規則第７７条の規定により聴取した陳述に基づいて，別紙審決案を調査し，次のとおり審決する。

主　　文

１　平成２６年６月１９日付け課徴金納付命令（平成２６年（納）第２２２号）のうち，被審人レンゴー株式会社に対し，１０億６７５８万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。

２　平成２６年６月１９日付け課徴金納付命令（平成２６年（納）第２２３号）のうち，被審人株式会社トーモクに対し，６億３６３万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。

３　被審人らのその余の審判請求をいずれも棄却する。

理　　由

１　当委員会の認定した事実，証拠，判断及び法令の適用は，いずれも別紙審決案の理由第１ないし第７と同一であるから，これらを引用する。

　なお，別紙審決案で用いられる用語のうち，同審決案別紙１の「用語」欄に掲げるものの定義は，同「定義」欄に記載のとおりである。

２　よって，被審人らに対し，独占禁止法第６６条第３項及び第２項並びに規則第７８条第１項の規定により，主文のとおり審決する。

令和３年２月８日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　古　　谷　　一　　之

委　員　　山　　本　　和　　史

委　員　　三　　村　　晶　　子

委　員　　青　　木　　玲　　子

委　員　　小　　島　　吉　　晴

別紙

平成２６年（判）第１３９号ないし第１４２号

審　　決　　案

大阪市福島区大開四丁目１番１８６号
被審人　レンゴー株式会社
同代表者　代表取締役　《氏　名　略》
同代理人　弁　護　士　中　藤　　力
同　　加　瀬　洋　一
同　　谷　本　誠　司
同　　外　崎　友　隆
同　　藤　井　健　一
上記被審人代理人中藤力復代理人弁護士
川　浦　史　雄
東京都千代田区丸の内二丁目２番２号
被審人　株式会社トーモク
同代表者　代表取締役　《氏　名　略》
同代理人　弁　護　士　中　野　雄　介
同　　芳　川　瑛　子
上記被審人代理人中野雄介復代理人弁護士
臼　杵　善　治
同　　上　石　涼　太
同　　塩　越　　希
同　　小　坂　　惇
同　　西　　愛　礼

上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１００号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）に基づく標記の排除措置命令審判事件及び課徴金納付命令審判事件について，

公正取引委員会から独占禁止法第５６条第１項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則（平成２７年公正取引委員会規則第２号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）第１２条第１項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは，審判の結果，次のとおり審決することが適当であると判断し，同規則第７３条及び第７４条の規定に基づいて本審決案を作成する。

なお，以下の用語のうち，別紙１の「用語」欄に掲げるものの定義は，「定義」欄に記載のとおりである。

主　　文

１　平成２６年６月１９日付け課徴金納付命令（平成２６年（納）第２２２号）のうち，被審人レンゴー株式会社に対し，１０億６７５８万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。

２　平成２６年６月１９日付け課徴金納付命令（平成２６年（納）第２２３号）のうち，被審人株式会社トーモクに対し，６億３６３万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。

３　被審人らのその余の審判請求をいずれも棄却する。

理　　由

第１　審判請求の趣旨

１　被審人レンゴー株式会社

(1)　平成２６年（判）第１３９号

平成２６年（措）第１３号排除措置命令の全部の取消しを求める。

(2)　平成２６年（判）第１４１号

平成２６年（納）第２２２号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

２　被審人株式会社トーモク

(1)　平成２６年（判）第１４０号

平成２６年（措）第１３号排除措置命令の全部の取消しを求める。

(2)　平成２６年（判）第１４２号

平成２６年（納）第２２３号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

第２　事案の概要

本件は，後記１のとおり，公正取引委員会において，段ボール製造業者による特定ユーザー向け段ボールケースの販売に係る不当な取引制限があったとして行った排除措置命令及び課徴金納付命令について，その名宛人である５社のうち２社がこれらの命令を不服として取消しを求める審判請求をした事案である。なお，このほかに，後記２のとおり，公正取引委員会において，段ボール製造業者による段ボールシート及び段ボールケースの販売に係る不当な取引制限があったとして行った排除措置命令及び課徴金納付命令について，その名宛人のうち，段ボールシートの販売に係るものについては３２社が，段ボールケースの販売に係るものについては３７社がいずれもこれらの命令を不服として取消しを求める審判請求をしたところ，当初，本件は，当該事件に併合されて審判手続がされたが，その後，審判手続の分離がされた。

１　平成２６年（判）第１３９号ないし第１４２号審判事件

公正取引委員会は，被審人レンゴー株式会社（以下「被審人レンゴー」という。）及び被審人株式会社トーモク（以下「被審人トーモク」という。）は，日本トーカンパッケージ株式会社（以下「日本トーカンパッケージ」という。），王子コンテナー株式会社（平成２４年１０月１日商号変更前の商号は「王子チヨダコンテナー」。以下「王子コンテナー」という。）及び森紙業株式会社（以下「森紙業」という。また，上記５社を併せて「本件５社」という。）と共同して，特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨合意することにより（以下，この合意を「本件合意」という。），公共の利益に反して，特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって，この行為は，独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し，同法第３条に違反するものであり，かつ，特に排除措置を命ずる必要があるとして，平成２６年６月１９日，本件５社のうち，被審人レンゴー，被審人トーモク及び日本トーカンパッケージに対し，排除措置を命じるとともに（平成２６年（措）第１３号。以下「本件排除措置命令」といい，同命令において認定された違反行為を「本件違反行為」という。），本件違反行為は，同法第７条の２第１項第１号に規定する商品又

は役務の対価に係るものであるとして，同日，被審人レンゴーに対し，１０億７０４４万円の課徴金の納付（平成２６年（納）第２２２号課徴金納付命令。以下「第２２２号課徴金納付命令」という。）を，被審人トーモクに対し，６億４０１万円の課徴金の納付（平成２６年（納）第２２３号課徴金納付命令。以下，「第２２３号課徴金納付命令」といい，被審人らに対する各課徴金納付命令を併せて「本件各課徴金納付命令」という。）を，日本トーカンパッケージに対し，３億３５９万円の課徴金の納付（平成２６年（納）第２２４号課徴金納付命令）をそれぞれ命じた。

本件排除措置命令及び本件各課徴金納付命令に係る命令書は，被審人らに対し，同月２０日に，それぞれ送達されたところ，被審人トーモクは同年８月８日に，被審人レンゴーは同月１２日に，それぞれ本件排除措置命令及び本件各課徴金納付命令の全部の取消しを求める審判請求をした。

２　関連事件

(1)　平成２６年（判）第３号ないし第６４号審判事件（関連第１事件）

公正取引委員会は，本件５社を含む段ボール製造業者５７社が共同して，特定段ボールシートの販売価格を引き上げる旨合意することにより，公共の利益に反して，特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたとして，平成２６年６月１９日，上記５７社のうち，５５社に対し，排除措置を命じるとともに（平成２６年（措）第１１号），同日，上記５５社のうち，４８社に対し，それぞれ課徴金の納付を命じた（平成２６年（納）第１１４号ないし第１６１号）。

これらの事業者のうち，被審人レンゴー，被審人トーモク，王子コンテナー及び森紙業の４社を含む３２社は，それぞれ上記排除措置命令の全部の取消しを求める審判請求を，上記４社を含む３０社は，それぞれ上記課徴金納付命令の全部の取消しを求める審判請求をした。

(2)　平成２６年（判）第６５号ないし第１３８号審判事件（関連第２事件）

公正取引委員会は，本件５社を含む段ボール製造業者６３社が共同して，特定段ボールケースの販売価格を引き上げる旨を合意することにより，公共の利益に反して，特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたとして，平成２６年６月１９日，上記６３社のうち，６１社に対し，排除措置を命じるとともに（平成２６年（措）第

１２号），同日，上記６１社のうち，６０社に対し，それぞれ課徴金の納付を命じた（平成２６年（納）第１６２号ないし第２２１号）。

これらの事業者のうち被審人レンゴー，被審人トーモク，王子コンテナー及び森紙業を含む３７社は，それぞれ上記の排除措置命令及び課徴金納付命令の全部の取消しを求める審判請求をした。

第３　前提となる事実（各項末尾に括弧書きで証拠を掲記した事実は当該証拠から認定される事実であり，その余の事実は当事者間に争いのない事実又は顕著な事実である。）

１　本件５社の概要

本件５社は，いずれも段ボール原紙を加工して段ボールシートを製造するとともに，段ボールシートを加工して段ボールケースを製造する事業を営む者である（以下，段ボールシートと段ボールケースの両方又はいずれかを指して「段ボール製品」という。）。

なお，本件５社のうち，王子コンテナー及び森紙業は，王子ホールディングス株式会社（平成２４年１０月１日の純粋持株会社への移行に伴う商号変更前の商号は王子製紙株式会社）の子会社としてグループ関係にある（以下，王子ホールディングス株式会社が形成する企業グループを「王子グループ」という。）。

（査１ないし査５）

２　東日本段ボール工業組合

(1)　東日本段ボール工業組合（以下「東段工」という。）は，その定款上，東日本地区において，コルゲータ（段ボール製造機）を有して段ボール製品の生産の事業を営むことを資格要件とする組合であり，本件当時（後記４(1)のとおり被審人レンゴーによる段ボール製品の値上げの公表がされた平成２３年８月２６日から後記７(1)のとおり公正取引委員会の立入検査が行われた平成２４年６月５日までの時期をおおむね指す。以下同じ。），本件５社は，いずれも東段工の組合員であった（査４７８ないし査４８１）。

(2)　東段工は，その最高の意思決定機関である総会及び業務の執行を決定する機関である理事会を置いているほか，三木会及び管内９地区を管轄する支部を置いていた。

三木会は，その規約上，東段工組合員の地位向上のため，理事会決議事項の伝達，組合員に共通する課題に関する情報又は資料の提供等を目的として，理事会の下に置かれた組織である。

三木会は，会長，幹事長及び副幹事長のほか，各支部を代表する支部長を含む委員で構成することとされており，このうち，支部長以外の委員は，主に本件５社を含むいわゆる大手の段ボール製造業者の営業本部長級の者らにより構成されていた。

（査４７０，査４７８，査４７９，査４８３ないし査４８６）

３　段ボール市場の概要

(1)　段ボール製品の概要

段ボールシートは，コルゲータにより段ボール原紙を加工して製造されるものであり，段ボールケースは，段ボールシートに印刷，打ち抜き等の加工を施し，箱型に組み立て可能にしたものである。段ボールシートについては，日本工業規格において外装用段ボール（日本工業規格「Ｚ　１５１６：２００３」）が規定されており，本件５社は，主にこの外装用段ボールの規格に該当する段ボールシートを加工して段ボールケースを製造していた。（査１７７，査２２９，査２６５，査２９８，査３０６，査４８７ないし査４８９）

(2)　段ボール製品の製造業者

段ボール製品の製造業者（以下「段ボールメーカー」という。）は，段ボール原紙又は段ボールシートの調達方法により，①段ボール原紙，段ボールシート及び段ボールケースのいずれも製造する事業者（一貫メーカー），②段ボール原紙の製造業者（以下「原紙メーカー」という。）から段ボール原紙を購入して段ボールシート及び段ボールケースを製造する事業者（専業メーカー）及び③上記①又は②の事業者から段ボールシートを購入して段ボールケースを製造する事業者（ボックスメーカー）に大別される。本件５社のうち，被審人レンゴー及び王子板紙株式会社（王子グループに属する原紙メーカーである。以下「王子板紙」という。）とグループ関係にある王子コンテナーは，一貫メーカーに位置づけられ，その余の３社は，いずれも専業メーカーに当たるものである。（査２５１，査３００）

(3) 段ボールケースの流通・取引

ア　段ボールケースの需要者（ユーザー）は，主として，食品，飲料，自動車部品，電気製品等の製造業者である。

イ　段ボールケースのユーザーには，全国各地に有する工場等の拠点において使用する段ボールケースにつき，購入価格等の取引条件の交渉を交渉担当部署において一括して行う「広域ユーザー」，「ナショナルユーザー」などと呼ばれる大口のユーザー（以下「広域ユーザー」という。）とそれ以外の地場ユーザー等に大別される（査１４２，査２３４，査３９２，査６１３）。

ウ　段ボールケースの営業活動は，広域ユーザーに対する販売については，主に，段ボールメーカーの本社等の営業担当者が行い，地場ユーザーに対する販売については，主に段ボールメーカーの各工場の営業担当者が行い，それぞれ，当該ユーザーの交渉担当部署との間で交渉して，販売価格等の取引条件を決定していた（査１３２，査１５１，査１９２，査２６８，査２７５，査６１３，査６１４）。

エ　他方で，ユーザー側は，当該ユーザーが自らの担当部署を窓口として交渉を行う場合のほか，同一の企業グループに属するなどの理由から，あるユーザーが他のユーザーの窓口として交渉を担当することや，ユーザーではない別の法人が窓口として交渉を担当することがあり（以下，段ボールメーカーとの取引条件の交渉を担当する会社を「交渉窓口会社」という。），そのような場合には，段ボールメーカーと交渉窓口会社との間で取り決められた販売価格等の取引条件に基づいて，当該ユーザーに段ボールケースが販売されていた（査１４２，査１９２，査２３４，査２７４，査３０６）。

　別紙１の別表の「特定ユーザー」欄記載の６７社（以下「特定ユーザー」という。個々の事業者については「株式会社」を省略して表示する。）は，いずれも広域ユーザーであり，特定ユーザーが購入する段ボールケースの取引条件の交渉は，これに対応する「交渉窓口会社」欄記載の交渉窓口会社（個々の事業者については「株式会社」を省略して表示する。）がそれぞれ担当していた（査４９１）。

オ　段ボールメーカーが広域ユーザーに対して販売する段ボールケース

には，①当該段ボールメーカーが自ら製造又は調達した段ボール原紙（一般原紙）を用いて製造されるもの，②支給原紙を用いて製造されるもの，③指定原紙を用いて製造されるものがあった（査１４７，査２１６，査３１０，査３１９）。

支給原紙取引又は指定原紙取引における段ボールケースの販売価格は，当該ユーザーの交渉担当部署から支給又は指定された段ボール原紙の購入価格に，段ボール原紙を段ボールケースに加工するための加工賃（重油代，インク，コーンスターチ等副資材の費用，労務費，運送費等）を加えた価額となる。このため，原紙価格については交渉の必要がなく，交渉担当部署との価格交渉は，加工賃について行われていた。（査２２２，査３１０）

なお，一般原紙取引により販売する段ボールケースと支給原紙取引又は指定原紙取引により販売する段ボールケースは，その用途に差異はなく，広域ユーザー又は交渉窓口会社によりいずれかの取引方法が選択されていた（査２１６，査２１８，査２９０，査３１５）。

４　段ボール原紙及び段ボール製品の値上げの動き

(1) 被審人レンゴーにおける段ボール原紙及び段ボール製品の値上げの公表

被審人レンゴーは，平成２３年８月２６日，各種原燃料価格の高騰を理由に，段ボール原紙の販売価格を現行価格から１キログラム当たり７円以上，段ボールシートの販売価格を現行価格から１平方メートル当たり８円以上，段ボールケースの販売価格を現行価格から１３パーセント以上，それぞれ同年１０月１日納入分から引き上げる旨公表した（査１，査５４２）。

(2) 王子グループにおける段ボール原紙及び段ボール製品の値上げの公表

その後，王子グループにおいても，王子板紙が，平成２３年９月２７日，段ボール原紙の販売価格を現行価格から１０パーセント以上引き上げる旨公表するとともに（上記値上げ幅につき全品種１キログラム当たり６円で案内されていた。），翌２８日には，王子コンテナーが段ボールシート及び段ボールケースの販売価格をそれぞれ同年１１月２１日出荷分から現行価格から１２パーセント以上引き上げる旨公表した。段

ボールシートに係る上記値上げ幅は，円単位に換算すると１平方メートル当たり７円以上に相当するものであった。（査２，査５４８，査５４９）

(3) 他の原紙メーカーにおける段ボール原紙の値上げの公表

被審人レンゴー及び王子板紙以外の主要な原紙メーカーにおいても，平成２３年９月２２日には《事業者名略》が，同年１０月４日には《事業者名略》が，同月１１日には《事業者名略》株式会社がそれぞれ段ボール原紙について同程度の値上げを公表した（査５５０）。

(4) 他の段ボールメーカーにおける段ボール製品の値上げの方針の決定等

ア　森紙業は，平成２３年９月２０日の役員会で，グループ会社である王子コンテナーの前記(2)の値上げ方針に従って段ボール製品の値上げを実施することを決定するとともに，同年１０月４日，子会社に対しても，上記の値上げ方針に従って同年１１月２１日以降の出荷分から段ボール製品の値上げを行うよう指示した（査５，査１６ないし査２２，査３００，査３７５，査５５１）。

イ　被審人トーモクは，平成２３年１０月１２日，部室長・工場長会議を開催し，同年１２月１日出荷分から，段ボールシート及び段ボールケースについて，それぞれ１２パーセント以上の値上げを行うことを社内に周知した（査３，査２３５，査２４２）。

ウ　日本トーカンパッケージは，平成２３年１０月１３日及び翌１４日に工場長会議を開催し，段ボールシートについて１５パーセント以上，段ボールケースについて１２パーセント以上の値上げを行うことを社内に周知した（査２６６，査２７７）。

５　５社会の開催

本件５社は，遅くとも平成１９年以降，東段工の会合である三木会とは別に，主に各社の営業本部長級の者らを出席者とする「５社会」と称する会合（以下「５社会」という。）を月１回程度開催し，専ら広域ユーザー向け段ボールケースの取引に関する諸問題について協議を行っていた。本件当時，５社会は，平成２３年８月３０日，同年９月２６日，同年１０月１７日及び同年１０月３１日に，東京都中央区に所在する《施設名略》において，それぞれ別紙２記載の者らの出席により開催され，それ以降も，

別紙３の「開催日」欄の各日に開催されていた（以下，これらのうち，平成２３年に開催された５社会を「８月３０日５社会」などと開催月日によって表示することがある。）。（査１３１，査１３４，査１４０，査１４３，査１４５，査１８０，査１８１，査１８３ないし査１８５，査１８９，査２３２，査２３４，査２３８，査２６７，査２６８，査２７４，査３０４ないし査３０６，査３１１，査３１７，査５４４）

６　市場占有率（シェア）

平成２３年度において，本件５社が特定ユーザーに販売する段ボールケースの販売金額の合計は，特定ユーザーに販売される段ボールケースの総販売金額の８割余りを占めていた（査４９４）。

７　公正取引委員会の立入検査

(1) 公正取引委員会は，平成２４年６月５日，関連事件の違反行為に関して，独占禁止法第４７条第１項第４号の規定に基づいて立入検査を行った。

(2) さらに，公正取引委員会は，平成２４年９月１９日，関連事件の違反行為及び本件違反行為に関して，上記規定に基づいて立入検査を行った。

(3) なお，少なくとも上記(1)の立入検査が行われた平成２４年６月５日以降，本件５社の間で特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格に関して情報交換が行われていない。

８　関連事件との関係

関連事件は，平成２３年１０月１７日に開催された三木会（以下「１０月１７日三木会」という。）において出席した本件５社を含む段ボールメーカーの間で特定段ボールシート及び特定段ボールケースの販売価格を引き上げる旨の合意（以下「関連事件合意」という。）が成立するとともに，その後東段工の各支部において開催された会合に出席した他の段ボールメーカーが当該会合を通じて関連事件合意に参加したことにより共同してこれらの販売価格を引き上げたことが違反行為とされているものであるところ，公正取引委員会において，関連事件合意の対象である特定段ボールケースに係る取引のうち，特定ユーザー向け段ボールケースに係る取引と重複する部分については，本件５社の間で遅くとも同月３１日までに本件合意が成立したことより，関連事件合意に係る拘束の対象から事実上除

外されたことを理由として，関連第２事件に係る課徴金納付命令において課徴金の計算の基礎となる特定段ボールケースの売上額から上記重複分に係る売上額を除外している。

第４　争点

本件の争点は，次のとおりである。

１　本件合意の成否

２　本件合意が一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであったか否か

３　本件排除措置命令の適法性

４　本件各課徴金納付命令の適法性

(1)　課徴金の算定期間（実行期間）

(2)　課徴金の算定対象となる商品の該当性

(3)　課徴金の算定基礎となる売上額

第５　当事者の主張

本件の争点に関する当事者の主張の要旨は，次のとおりである。

１　本件合意の成否（争点１）について

（審査官の主張）

(1)　従前の５社会における情報交換

本件５社は，前記第３の５のとおり，かねてから各社の営業本部長級の者らを出席者として開催していた５社会において，広域ユーザー向け段ボールケースの販売価格の維持に向けた方策などの問題について話し合う中で，段ボール製品の値上げの時期には，５社会や，個別の広域ユーザーごとに開催していた「小部会」などと称する会合（以下「小部会」という。）において，値上げの進捗状況を相互に報告し合うなどして情報交換を行っていた。

(2)　８月３０日５社会及び９月２６日５社会

前記第３の４(1)のとおり，平成２３年８月に被審人レンゴーが段ボール原紙の値上げとともに段ボール製品の販売価格の引上げを公表した後，同月３０日及び同年９月２６日に５社会が開催されたところ，両会合において，被審人レンゴーの《Ａ１》（以下「被審人レンゴーの《Ａ１》」という。）は，広域ユーザー向け段ボールケースについて，出席各社に

対し，値上げの方針を述べるよう求めたが，その時点では各社の値上げの方針がそろわなかったことから，被審人レンゴーの《Ａ１》は，早期に値上げを実施するよう要請した。

(3) １０月１７日５社会

その後，前記第３の４(2)ないし(4)を経て平成２３年１０月１７日に開催された５社会において，被審人レンゴーの《Ａ１》は，出席各社に対し，これに先立ち開催された１０月１７日三木会で各社の段ボール製品の値上げの意思が確認された旨報告した上で，広域ユーザー向け段ボールケースについて，値上げの方針を述べるよう求めたところ，出席各社はそれぞれ値上げを実施する旨発言するなどした。

その上で，同会合においては，今後，同一の広域ユーザーに段ボールケースを納入している事業者の間で小部会を開催するなどして，個別の広域ユーザーごとに，段ボールケースの販売価格又は加工賃の引上げの実施方法について話し合うこと，今後これらの値上げの進捗状況を５社会で管理することとなる広域ユーザーを次回の５社会でリストアップすることが確認された。

(4) １０月３１日５社会

１０月３１日５社会において，被審人レンゴーの《Ａ１》は，１０月１７日５社会で確認したとおり値上げの進捗状況を５社会で管理することとなる広域ユーザーについて認識を共通にするため，管理の対象となる個別の広域ユーザー又はその交渉窓口会社を示す別紙４の「略称」欄記載の３５の略称をホワイトボードに記載し，他の出席者はこれをメモするなどした。

同会合の出席者の認識や，その後開催された５社会及び小部会における情報交換の対象，段ボール製品の販売状況等を踏まえると，上記３５の略称から，これに対応する「特定ユーザー」及び「交渉窓口会社」欄記載のとおり，特定ユーザー６７社及びその交渉窓口会社４０社が確定されたといえる（なお，上記略称のうち，「《略称１》」と記載されたものは，《事業者１》のみならず，同社向け段ボールケースを取り扱っていた商社である《事業者２》を含むものであったことは，同会合の出席者の認識や，その後開催された５社会で《事業者２》に対する値上げ

交渉の状況についても報告されていたことなどから明らかである。）。

(5) 小部会の開催及び平成２３年１１月以降の５社会

本件５社は，１０月３１日５社会の前後から，特定ユーザーの交渉窓口会社ごとに小部会を開催するなどして，特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃の引上げ幅等を決定するとともに，当該決定に基づいて交渉窓口会社に対して特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨の申入れを行い，また，５社会や小部会等（小部会のほか，電話又は電子メールのやり取りを含む。以下同じ。）において，特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃の引上げの交渉状況に関する情報交換を行っていた。そして，これらの値上げの進捗状況は，小部会ごとに，５社会に報告され，本件５社によって管理されていた。

(6) 本件合意の成立

以上からすれば，本件５社の間で，遅くとも平成２３年１０月３１日までに，特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨の本件合意が成立したと認められ，本件５社は，本件合意により，これらの対価の引上げについて，相互にその事業活動を拘束したものである。

（被審人レンゴーの主張）

１０月３１日５社会の時点で，未だ段ボール原紙は，日本経済新聞に発表される市況（以下「日経市況」という。）も上がっていないなど，値上がりが不確実であり，段ボール製品についても値上げ交渉を開始できる状況になかったから，本件合意が成立することはない。その後，被審人レンゴーが，段ボール製品の値上げを実施したのは，自ら定めた値上げの方針に従って，独自に行ったものであり，本件合意とは無関係のものである。

（被審人トーモクの主張）

(1) 本件当時，５社会で行われたやり取りは，段ボール原紙の高騰に対応した短期的な値上げについての情報交換にとどまるものであったから，長期の価格カルテルとは異なり，具体的な特定価格を定めることなく，競争活動を通じて価格の引上げ幅等の調整を図ることは不可能であり，かつ抜け駆けを抑制することが要請されることからも，具体的な特定価

格への意見集約が必要であったというべきである。しかし，本件においては，個別の広域ユーザーについての販売価格又は加工賃の引上げ方法は小部会で話し合うことが予定されていたにすぎず，かかる特定価格を全く示していない合意をもって意思の連絡を認定することはできない。

被審人トーモクは，１０月３１日５社会の時点では，社内で決定していた段ボール製品の値上げ方針を対外的に公表していなかったのであり，同会合においては，広域ユーザー向け段ボールケースについて，他の事業者の販売価格又は加工賃の引上げを単に認識したにすぎないから，他の事業者との間で販売価格又は加工賃の引上げについての意思の連絡を行ったとは認められない。また，被審人トーモクにおいては，１０月３１日５社会に先立つ平成２３年１０月１２日には，段ボール製品の値上げの方針が社内で示されていたのであるから，段ボール製品の値上げは，独自の判断によるものである。

(2) 《事業者２》は《事業者１》向けの段ボールケースを取り扱う商社であるが，交渉窓口会社ではなく，《事業者１》とは独立して交渉を行っていたところ，１０月３１日５社会でホワイトボードに記載されていたのは飽くまで「《略称１》」であって，《事業者２》については全く記載されていなかったのであり，その後も《事業者２》について小部会が開催されたことはなく，５社会で《事業者２》に対する値上げの実施方法について話合いがされたこともない。また，他の特定ユーザーと異なり，《事業者２》の交渉担当部署は東日本地区になく，被審人レンゴーの《Ａ１》の主観のみを理由として，特定ユーザーに含めることはできない。したがって，《事業者２》を特定ユーザーの１つとして本件合意の対象に含めたのは誤りである。

２　本件合意が一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであったか否か（争点２）について

（審査官の主張）

(1) 独占禁止法第２条第６項にいう一定の取引分野は，特定の行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲をいうものであり，その成立する範囲は，取引の対象・地域・態様等に応じて，違反者のした共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討し，その

競争が実質的に制限される範囲を画定することにより，相対的に決定される。

まず，本件合意の対象については，本件５社は，前記１で主張したとおり，小部会を開催するなどして段ボールケースの販売価格又は加工賃の引上げについて協議を行う対象として，特定ユーザー及びその交渉窓口会社を確定して，本件合意を成立させているから，本件合意が対象としている商品は，交渉窓口会社との間で取り決められた販売価格等の取引条件に基づき，特定ユーザーに販売される外装用段ボール（日本工業規格「Ｚ　１５１６：２００３」）で作られた段ボールケース，すなわち特定ユーザー向け段ボールケースとなる。

次に，本件合意により影響を受ける範囲については，本件５社が，本件合意により特定ユーザーの交渉窓口会社ごとに小部会等において特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃の値上げ交渉の状況について情報交換を行うとともに，５社会において，これらの値上げの進捗状況を管理していたことから，特定ユーザー向け段ボールケースに係る取引全般であるといえる。

したがって，本件合意に係る一定の取引分野は，特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野と画定される。

(2) そして，本件５社が特定ユーザーに販売する段ボールケースの販売金額の合計は，特定ユーザーに販売される段ボールケースの総販売金額の８割余りを占めていたことから，本件５社は，本件合意により，特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争自体を減少させ，その意思で，ある程度自由に，特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を左右することによって市場支配的状態をもたらしていたといえる。

(3) したがって，本件５社は，本件合意により，特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたものである。また，これが公共の利益に反するものであったことも明らかである。

（被審人レンゴーの主張）

(1) 一定の取引分野は，取引の対象となる製品の特性，競争の状況，取引の態様等を踏まえて画定されるべきところ，段ボールケースは，特定

ユーザーごとに価格体系，商品選好・商品特性，取引方法・交渉方法や，競争業者その他の競争状況に大きな差があることから，全ての特定ユーザーを同一の市場とする認定は誤りであり，個別の特定ユーザーごとに市場が成立するというべきである。

(2) 競争の実質的制限についても，総販売数量によって判断すべきところ，これと異なる総販売金額により判断している点で適切ではない。

（被審人トーモクの主張）

(1) 一定の取引分野となる市場の画定は，一般的かつ客観的に行われるべきであり，「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（平成１６年５月３１日）」等にあるように，需要及び供給の代替性を基本として，各市場における競争環境などを踏まえて行うべきである。

特定ユーザーは全国的に事業を展開する大規模事業者であり，段ボールケースの取引金額も大きいため，特定ユーザーの交渉窓口会社は，段ボールメーカーに対して強い価格交渉力を持ち，他の交渉窓口会社とも独立して取引条件を決定している。また，特定ユーザー向け段ボールケースは，オーダーメイドの製品であり，ある特定ユーザーのために製造された段ボールケースを他の特定ユーザーが使用することは不可能である。こうした事情を踏まえれば，各特定ユーザーに販売する段ボールケースの間には，需要の代替性及び供給の代替性がないから，一定の取引分野は交渉窓口会社ごとに画定されるべきである。

(2) この点，共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討することにより市場を画定するという審査官の考え方は，最高裁判所平成２４年２月２０日第一小法廷判決・民集６６巻２号７９６頁（株式会社新井組ほか３名による審決取消請求事件。以下「多摩談合新井組最高裁判決」という。）でも明確に否定されている。したがって，被審人レンゴーの《Ａ１》が主観的に選定したにすぎない特定ユーザーを需要者として一定の取引分野を画定することは認められず，競争の実質的制限の判断に当たり，特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野を前提としたシェアを認定しても意味がない。

３　本件排除措置命令の適法性（争点３）について

（審査官の主張）

(1) 独占禁止法第７条第２項は，違反行為が既になくなっている場合においても，「特に必要があると認めるとき」は，事業者に対し，当該違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる旨規定しているところ，この「特に必要があると認めるとき」とは，排除措置を命じた時点では既に違反行為はなくなっているが，当該違反行為が繰り返されるおそれがある場合や，当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合などをいうものと解される。

本件においては，平成２４年６月５日に公正取引委員会が立入検査を行って以降，本件５社による特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃に関する情報交換は行われておらず，本件合意は消滅し，本件違反行為はなくなっていたものと認められる。しかし，本件５社は，前記１で主張したとおり，かねてから，５社会等で広域ユーザー向け段ボールケースの販売価格等について情報交換を行うなど，強固な協調関係にあったものであり，本件違反行為もこのような協調関係の下で組織的かつ継続的に行われたものであったこと，また，被審人らが，本件違反行為を取りやめたのは，公正取引委員会が上記立入検査を行ったことを契機とするものであって，自らの自発的な意思に基づくものではなかったこと等の事情を総合すれば，被審人らが，他の違反行為者らとともに東段工の会合や５社会等の場において同様の違反行為を繰り返すおそれは払拭できない上，本件合意が消滅したことのみによって，特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争秩序の回復が十分であるとはいえない。

したがって，被審人らについて，排除措置を命ずるにつき「特に必要があると認めるとき」の要件を充足しているから，公正取引委員会において，本件違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命じたことは相当である。

(2) また，排除措置命令の内容については，公正取引委員会に広く専門的な裁量が認められているところ，本件排除措置命令の主文において命じた内容は，本件排除措置命令の趣旨，目的と社会通念に従って合理的に判断すれば，いずれも相当なものである。

(3) 以上によれば，本件排除措置命令は，適法なものである。

（被審人トーモクの主張）

(1) 本件排除措置命令の時点では，本件違反行為の取りやめから２年以上も経過しており，「特に必要があると認めるとき」には該当しない。

(2) また，被審人トーモクは，本件違反行為については，関連事件とは異なり，本件に関する立入検査の２か月以上前に取りやめていたにもかかわらず， 本件排除措置命令の内容は，関連事件と比較して幅広いものとなっており，不均衡であり，独占禁止法第７条第２項の定める「必要な措置」に該当しない。

(3) 以上によれば，本件排除措置命令は，違法なものである。

４ 本件各課徴金納付命令の適法性（争点４）について

(1) 課徴金の算定期間（実行期間）

（審査官の主張）

ア 被審人らが本件違反行為の実行としての事業活動を行った日（以下，「実行期間の始期」という。）は，交渉窓口会社に申し入れた値上げ実施予定日のうち，違反行為の始期以降で最初の日と解するべきであるところ，これに当たる日は，被審人レンゴーについては，平成２３年１１月１６日付け文書をもって，《事業者３》及び《事業者４》に対し，段ボールケースの販売価格又は加工賃の値上げを申し入れた際に値上げ実施予定日とした同月１日であり，被審人トーモクについては，同月３０日付け文書をもって，《事業者４》に対し，これらの値上げを申し入れた際に値上げ実施予定日とした同年１２月１日であると認められる。

そして，本件５社は，前記第３の７のとおり，平成２４年６月５日に立入検査を受けて以降，本件違反行為をやめており，同日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって，独占禁止法第７条の２第１項の規定により，課徴金の算定期間となる実行期間は，被審人レンゴーについて，平成２３年１１月１日から平成２４年６月４日まで，被審人トーモクについて，平成２３年１２月１日から平成２４年６月４日までとなる。

イ なお，本件５社は，前記１で主張したとおり，本件合意が成立した際，特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃の引上げ

の実施方法については小部会等において話し合うことが予定されていたのであり，本件合意自体は，これらの値上げ時期を定めておらず，被審人らが主張するような期替わりの時期を値上げの実施予定日とする合意が存在した事実はない。これについては，１０月３１日５社会で，具体的な値上げの時期について議題になった事実がないことに加えて，その後開催された５社会や小部会において期替わり前の値上げ実現に向けた話合いが行われていたことなどからも明らかである。

したがって，このような値上げ時期の合意が存在したことを前提として特定ユーザーごとの期替わりの時期を実行期間の始期とするべきとの被審人らの主張は認められない。

（被審人レンゴーの主張）

広域ユーザーは，調達価格を予算に連動した一定の期間単位（期）で決定しており，値上げに応じるためには購入予算を増額する必要が生じるため，通常，期の途中では，調達価格の値上げを認めない。また，広域ユーザーは大きな購買力を有しており，取引条件について強い決定権を有しているため，段ボール原紙の値上がりが不確実な状況での値上げは困難であること，広域ユーザーとの値上げ交渉の妥結に時間を要することからすれば，１０月３１日５社会の時点では，期替わり前に値上げ交渉を決着させて期替わりからの値上げを実現することすら極めて難しい状況にあり，何とか期替わりには値上げを実現することが本件５社の間で共通認識となっていたのである。小部会においても，期替わりの時期での値上げを前提とした議論がされていた。このことは，現実の価格改定日を見れば，１社の例外を除けば，期替わり前の値上げは存在せず，期替わりの時期からか又はそれより遅れての値上げが認められていることからも裏付けられている。

この点，被審人レンゴーの特定ユーザーごとの期替わり時期，値上げ要請文書提出時期，同文書記載の値上げ予定日及び価格改定日は，別紙５記載のとおりであるが，被審人レンゴーが特定ユーザーに対して提出した値上げ要請文書における実施予定日（「期日」）の記載は，文書の「提出日」と近接するか，遡った日付となっているものがあるなど非現実的であることからしても，その実施予定日から値上げを実行する趣旨

のものではなく，期替わりの時期を逃さないために強い姿勢を示したものにすぎないことは明らかである。

これらによれば，仮に，１０月３１日５社会において，本件合意が成立したとしても，期替わりの時期から値上げを実施することが本件５社の共通認識となっていたのであるから，かかる合意の内容は，別紙５記載の各ユーザーの期替わりの時期を値上げの実施予定日として値上げを実現するというものである。

したがって，課徴金の計算に係る実行期間の始期も特定ユーザーごとの期替わりの時期とすべきである。そうすると，６１億５３４１万５３５円は，課徴金の算定の基礎となる売上額から除外されるべきである（審特Ａ１６）。

仮に実行期間の始期を特定ユーザーごとに認定しないとしても，合意された値上げ時期のうち最も早い平成２４年１月１日を実行期間の始期とするべきであり，これによれば，課徴金の算定の基礎となる売上額から除外されるべき金額は，３７億８９８８万６６７９円である（審特Ａ１６）。

（被審人トーモクの主張）

ア　課徴金の計算における実行期間の始期は，課徴金制度の制裁的要素からすれば，慎重に認定されるべきであって，具体的な競争制限効果が明確に認定できる時点，すなわち違反行為者が最初に引き上げた価格で出荷した日とすべきである。本件においては，前記２で主張したとおり，一定の取引分野は交渉窓口会社ごとに画定するべきであるから，実行期間の始期は，被審人トーモクが各交渉窓口会社に対し，最初に本件合意に基づいて引き上げた価格で段ボールケースを出荷した日（別紙６「初回引渡日」欄記載の日）とするべきである。これによれば，４９億８６２３万６４９８円は，課徴金の算定の基礎から除外されるべきである（審特Ｃ１５の別紙Ｄ）。

仮に一定の取引分野が，特定ユーザー向け段ボールケースに係る取引分野とされたとしても，被審人トーモクが特定ユーザーに対して本件合意に基づいて引き上げた価格で出荷した日のうち，最も早い平成２４年１月４日を実行期間の始期とするべきであり，これによれば，

１２億２８５６万０１２３円は，課徴金の算定の基礎から除外されるべきである（審特Ｃ１５の別紙Ｄ）。

イ　仮に，値上げ実施予定日を実行期間の始期の基準とするとしても，本件５社が実質的に合意した合理的な値上げ実施予定日を実行期間の始期とするべきである。すなわち，特定ユーザーを含む広域ユーザーは，会計年度（期）ごとに段ボールケースの調達予算を設定していることから，期替わりの前に段ボールケースの値上げに応じることはない。そして，多くの特定ユーザーの期替わりは別紙６のとおり，１月１日又は同年４月１日であるところ，強いバーゲニング・パワーを有する特定ユーザーとの値上げ交渉には相応の期間を要することや，本件合意が成立したとする平成２３年１０月３１日時点で，段ボール原紙価格について日経市況が上がっていなかったことからすれば，被審人トーモクは，特定ユーザーに対し，期替わりより前に値上げを実施することは極めて困難であると認識し，他の５社会参加者も同様の認識を有していると考えていた。

そして，被審人トーモクは，広域ユーザーに対する値上げ交渉に先立ち，値上計画集計表（審特Ｃ９）を作成していたところ，同表によれば，広域ユーザーに対する値上げの実施日はいずれも平成２４年１月１日以降とされていたのであり，この記載からも，広域ユーザーに対する値上げは期替わり前の平成２３年内に実施することは不可能と認識されていたことは明らかである。実際にも別紙６「値上げ実施日」欄記載のとおり，同年内の値上げの実現に応じた特定ユーザーは存在しなかった。

この点，被審人トーモクが特定ユーザーに対して提出した値上げ要請文書に記載された値上げ実施予定日は，別紙６の「値上げ要請文書に記載の値上げ実施予定日」欄記載のとおりであるところ，いずれもこれに対応する「値上げ要請文書の交付日」欄記載の当該文書の交付日と近すぎるため実現する可能性はなく，営業担当者が，交渉に際し，早期の値上げを求める姿勢を表明するために記載した形式的なものにすぎないし，一部の特定ユーザーには値上げ要請文書の提出すらしていないのであるから，被審人トーモクの合理的な意思を反映したもの

ではない。

したがって，仮に本件合意が成立したとしても，当事者の合理的な意思を解釈すれば，平成２４年１月１日以降の期替わり時期を値上げの実施予定日とすることが黙示に合意されていたのである。そして，一定の取引分野を交渉窓口会社ごとに画定するべきである以上，実行期間の始期は早くとも，別紙６記載の各交渉窓口会社の期替わりとなるのであり，これによると，３５億２７７０万２０５２円は課徴金の算定の基礎から除外されるべきである（審特Ｃ１５の別紙Ｅ）。また，一定の取引分野として特定ユーザー向け段ボールケースの取引に係る市場を単一の市場と画定したとしても，一つの違反行為について一つの実行期間を認定することまでは要請されていないし，期替わりの時期から値上げするという本件合意の内容からすれば，実行期間の始期は，同様に，各交渉窓口会社の期替わりとするべきである。

仮に上記主張を採用しないとしても，実行期間の始期は，各交渉窓口会社の期替わりの中で最も早い平成２４年１月１日とするべきである。これによると，１２億２８５６万０１２３円は課徴金の算定の基礎から除外されるべきである（審特Ｃ１５の別紙Ｄ）。

(2) 課徴金の算定対象となる商品の該当性

（審査官の主張）

ア　独占禁止法第７条の２第１項にいう「当該商品又は役務」とは，違反行為である相互拘束の対象である商品，すなわち，違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって，違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであるが，課徴金制度の趣旨及び課徴金の算定方法に照らせば，違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については，一定の商品につき，違反行為を行った事業者が，明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り，違反行為による拘束が及んでいるものとして，課徴金の算定の対象となる当該商品に含まれ，違反行為者が実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額が，課徴金の計算の基礎となる売上額となると解される。

イ　本件において，その対象商品の範ちゅうに属する商品又は役務は，一般原紙を用いて製造された特定ユーザー向け段ボールケース並びに指定原紙及び支給原紙を用いて製造された特定ユーザー向け段ボールケースの加工役務である。これらにつき本件５社が，明示的又は黙示的に本件違反行為の対象から除外するなど，違反行為である相互拘束から除外されていることを示す事情は認められないから，本件違反行為による拘束が及んでいるものとして，課徴金算定の対象となる商品又は役務に含まれるということになる。

（被審人レンゴーの主張）

ア　《事業者２》

被審人レンゴーは，そもそも《事業者１》との直接の取引はなく，《事業者２》との値上げ交渉等に当たって，《事業者１》又は《事業者２》のいずれの関係でも，他社と小部会を開いておらず，具体的な値上げ幅等について情報交換をしたことはないから，《事業者２》に対して販売した段ボールケースは，課徴金の算定対象となる商品には当たらない。

したがって，《事業者２》に係る売上額９５３８万２４７５円は，課徴金の計算の基礎から除外するべきである（審特Ａ１９の３０枚目）。

イ　《事業者５》

《事業者５》においては，段ボール製品を購入する際の価格決定権限は，実際に段ボール製品を購入する同社の工場，子会社，委託先が持っており，段ボール製造業者と《事業者５》の本社生産管理部との間の値上げ交渉は工場が受入可能な値上げ幅の上限を決めるものにすぎない。本社生産管理部との交渉後に，別途上記工場等との間でその枠内での値上げ交渉が必要となる。そして，《事業者５》の工場等との交渉においては，工場等によって競争相手となる供給者は異なり，競争状況も異なるから，仮に《事業者５》本社に対する値上げ方針等を小部会で決定したとしても，各工場等との現実の値上げ交渉に寄与するものではなく，工場等の所在する各地域の競争を実質的に制限する効果はなかったといえるから，《事業者５》に対して販売した段

ボールケースは課徴金の算定対象となる商品には当たらない。

したがって，《事業者５》に係る売上額５５６３万７９３０円は，課徴金の計算の基礎から除外するべきである（審特Ａ１９の３３枚目）。

ウ　《事業者６》

《事業者６》については，平成２３年１０月１４日の入札により平成２４年１月ないし同年３月の各段ボール製品に係る調達先及び調達価格が決定し，同年における取引価格が改定されることとなったものであって，平成２３年１０月３１日に成立したとされる本件合意とは関係なく価格が定まったことが明らかである。

したがって，《事業者６》に係る売上額１億３７６１万１５００円は，課徴金の計算の基礎から除外するべきである（審特Ａ１９の４１枚目）。

（被審人トーモクの主張）

ア　《事業者２》

前記１で主張したとおり，《事業者２》の交渉担当部署は東日本地区にないし，《事業者２》は，１０月３１日５社会で小部会の対象としてホワイトボードに記載されておらず，小部会も開かれなかったことなどから，本件合意の対象となるユーザーに含まれていたとは認められない。したがって，《事業者２》に対して販売した段ボールケースは，課徴金の算定対象となる商品には当たらないから，同社に対する売上額６５３万９６５７円は，課徴金の計算の基礎から除外するべきである（審特Ｃ１５の別紙Ｃ）。

イ　《事業者７》

《事業者７》は，従前から，同社に対する段ボールケースの販売シェアが最も高い段ボールメーカーとのみ価格引上げ交渉をしていたところ，被審人トーモクの販売シェアは，平成２３年１０月３１日より前に大幅に低下したから，およそ値上げ交渉が不可能な立場であった。また，《事業者７》に対しては，平成２３年秋頃に発生した品質問題の影響で，値上げ要請文書を提出していない。

したがって，《事業者７》に対して販売した段ボールケース又はそ

の加工役務は，課徴金の算定対象となる商品又は役務には当たらないから，これらの売上額６０６４万７９１４円は，課徴金の計算の基礎から除外するべきである（審特Ｃ１５の別紙Ｆ）。

ウ　《事業者８》

平成２１年９月に《事業者Ｂ》（以下「《事業者Ｂ》」という。）が《事業者８》との間で資本業務提携契約を締結し，同年１０月に同社の株式を取得し持分法適用会社化したことを契機として，《事業者８》と被審人トーモクとの間では，《事業者８》向け段ボールケースの販売価格を《事業者Ｂ》向け段ボールケースの価格水準まで下げるため，平成２１年１０月から値下げ交渉が断続的に行われていたのであり，本件当時，被審人トーモクから《事業者８》に対する値上げ交渉は行われていなかった。平成２４年４月１日から実施された《事業者８》に対する値上げは，《事業者８》と他の事業者の交渉結果に連動して行われたものであり，被審人トーモクは，これに関与していなかったから，これらの値上げに係るカルテルの参加者ではない。

したがって，《事業者８》に対して販売した段ボールケースは，課徴金の算定対象となる商品には当たらないから，同社に対する売上額１億４０９３万５６８５円は課徴金の計算の基礎から除外されるべきである（審特Ｃ１５の別紙Ｆ）。

（被審人らの主張に対する審査官の反論）

ア　《事業者２》に関する被審人らの主張について

前記１で主張したとおり，１０月３１日５社会で小部会の対象となる広域ユーザーとして「《略称１》」と記載されたことにより，《事業者１》のみならず《事業者２》も特定ユーザーとして確定したことから，本件合意の対象となる特定ユーザーに含まれるものである。

被審人らが《事業者１》及び《事業者２》に関する小部会に出席していないことは，《事業者２》に対する売上額を課徴金の計算の基礎から除外するべき根拠とはならない。

イ　《事業者５》に関する被審人レンゴーの主張について

《事業者５》について，交渉窓口会社及び特定ユーザーはいずれも《事業者５》であり，その本社に限らず，各工場も含めて交渉窓口会

社としたものであるから，本社との交渉後に各工場とも交渉することになっていたとしても，《事業者５》が交渉窓口会社であることに変わりはない。

ウ　《事業者７》及び《事業者８》に関する被審人トーモクの主張について

１０月３１日５社会において，小部会の対象となる広域ユーザーとして記載された「《略称２》」とは，《事業者８》，《事業者７》及び《事業者９》の３社（以下，これら３社を「《略称２》３社」という。）を意味するものである。

そして，本件合意に基づいて《略称２》３社の小部会が開催され，値上げの交渉等の方針や状況について話合いや報告が行われていたのであるから，仮に，被審人トーモク自らが《事業者７》及び《事業者８》に対して値上げ交渉を行わなかったとしても，被審人トーモクが両社との関係でも違反行為者となることは否定されるものではなく，両社に対する売上額を課徴金の計算の基礎から除外することはできない。

(3) 課徴金の算定基礎となる売上額

（審査官の主張）

前記⑴，⑵を前提として私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和５２年政令第３１７号。以下「独占禁止法施行令」という。）第５条第１項の規定に基づき算定される売上額は，被審人レンゴーが１３３億８０５２万３１３５円となり，被審人トーモクが７５億５０２１万２１５２円となる。

（被審人レンゴーの主張）

ア　協力値引

段ボール業界では，取引価格の決定に当たって，表面上の取引価格を据え置いたまま，「協力値引」の名目で実質的な取引価格の引下げ交渉を行い，現実の取引価格を決定することが長年かつ一般的な商慣習として存在している。したがって，表面上の取引価格から「協力値引」額を控除したものが課徴金の算定の基礎となる売上額とするべき現実の取引価格であり，被審人レンゴーにおいて，社内で値引き処理

された金額のうち，数量不足や不良による値引き以外は「協力値引」に該当するものであるから，協力値引に相当する合計１億９３２４万９５２３円は，課徴金の算定基礎となる売上額に含めるべきではない（審特Ａ１６）。

イ　割戻金

課徴金の算定基礎となった売上額のうち，《事業者１０》について１６７２万４６０９円，《事業者１１》につき１億６５万４７４９円及び《事業者７》について３９万９３１２円は，独占禁止法施行令第５条第１項第３号所定の割戻金に該当するから，課徴金の算定基礎となる売上額から控除するべきである（審特Ａ２１，審特Ａ２２）。

割戻金が控除される理由は，割戻金が対価の修正ないしこれに準じるものと評価できるからであり，書面により割戻しの合意がなされていれば，割戻金が対価の修正ないしこれに準じるものといえることは明らかであるから，同号に規定する「書面によって明らかな契約があった場合」とは，書面により割戻しの合意がなされていれば足り，契約書において定めた割戻しの対象となる期間が契約締結日前であっても，これに該当する。

審査官は，「書面によって明らかな契約があった場合」につき，割戻しの対象となる商品又は役務の販売以前にあらかじめ書面で割戻契約があった場合をいうと主張するが，条文上明記されていない要件を加えることとなり不当である。

（被審人トーモクの主張）

被審人トーモクが《事業者１１》に対して支払った割戻金合計８５５５万８９７円（①被審人トーモクが納品１ケース当たり２．５円を《事業者１１》に対して支払うとの契約に基づき支払った７３１５万６９８６円及び②被審人トーモクが《事業者１１》の製造委託先である《事業者Ｃ》及び《事業者Ｄ》への納品１ケースにつき，０．５円を《事業者１１》に対して支払うとの契約に基づき支払った１２３９万３９１１円の合計）は，独占禁止法施行令第５条第１項第３号所定の割戻金に該当する（このうち，上記①の取引は，上記②の委託先に製品の委託をしていた《事業者１１》が段ボールケースの仕入れ価格情報を委託先に不必

要に共有されることを防ぐために，一定額を上乗せした価格で被審人トーモクから段ボールケースを購入した上で被審人トーモクから特別協力金として払戻しを受けるという趣旨で行われていたものであり，上記特別協力金は，いわゆる数量リベートとは性質が異なり，被審人トーモクが一時的に預かりそのまま払い戻すというものであったから，これに相当する部分は売上額の性質を有するものではない。）。

この点，審査官は，同号所定の割戻金につき，割戻しの対象となる商品又は役務の販売以前に「あらかじめ」書面で割戻契約があった場合をいうと主張するが，このような解釈は，条文にはない要件を加えるものであって不当である。

また，明確かつ画一的な内容の売上額の算定基準を定め，迅速性及び合理性を確保するという課徴金制度の目的に照らすと，同号の趣旨は，割戻金については一定の明確な基準に適合するものに限定することが適当であることから書面によって明らかな契約で定められた割戻金のみを課徴金の算定基礎から除くことにあると解される。かかる趣旨からすれば，割戻金の存在が書面によって明らかになっている限り，これを課徴金の算定基礎から除いても行政上の措置に求められる迅速性及び合理性が失われることはないのであるから，審査官の解釈には合理性がない。

しかも，被審人トーモクは，《事業者１１》との間で，１０年以上前から，特別協力金として契約を締結してきたものであり，別段の合意がない限り，翌年度も同額を支払うものとして自動更新されてきたのであり，覚書（審Ｃ共３２ないし３５）は，特別協力金の振込み時期を確定するために締結されたにすぎない。したがって，上記①，②の契約は，事実上，あらかじめ明らかになっていたものである。

したがって，平成２３年１２月１日から平成２４年６月４日までに《事業者１１》に対して支払われた上記金員のうち，既に課徴金算定の基礎から除外された上記①の契約に基づく平成２４年４月１日ないし同月３０日までの売上額（１００６万４５７６円）を除く７５４８万６３２１円は，同号所定の割戻金に該当するものであるから，課徴金の算定基礎となる売上額から控除されるべきである。

（被審人らの主張に対する審査官の反論）

ア　協力値引に関する被審人レンゴーの主張について

課徴金の算定基礎となる売上額は，一般に公正妥当と認められる企業会計原則上の考え方に準拠して算定されるべきものとされるところ，被審人レンゴーらが主張する「協力値引」なるものの企業会計上の性格は明らかでなく，独占禁止法施行令第５条第１項第１号に該当するものでもないから，課徴金の算定基礎となる売上額から除外すべきとは認められない。

イ　割戻金に関する被審人らの主張について

独占禁止法施行令第５条第１項第３号所定の「契約…があった場合」とは，割戻しの対象となる商品又は役務の販売以前に，その販売に関連してあらかじめ割戻契約があった場合をいうのであり，割戻契約が販売を開始した後に締結された場合は同号に該当するものではない。

この点，《事業者１１》については，被審人らとの間に取り交わされた覚書をもって割戻契約が締結されているところ，これに基づいて支払われた金員のうち，その対象期間との関係で事前に覚書が取り交わされているものについては，同号の規定により課徴金の算定に当たり売上額から既に控除されているが，対象期間中及び対象期間経過後に覚書が取り交わされたものについては，上記の理由により同号の規定は適用されないから，売上額から控除されていない。

(4)　結論

（審査官の主張）

被審人らは，いずれも段ボール製品の製造業を営んでいたものであり，独占禁止法第７条の２第１項の柱書所定の「小売業」及び「卸売業」には当たらないが，他方で，被審人らは，本件違反行為について，公正取引委員会の調査開始日（前記第３の７⑵の立入検査の日）である平成２４年９月１９日の１か月前には，当該違反行為をやめており，その実行期間が２年未満であるから，独占禁止法第７条の２第６項の適用を受ける事業者に当たることになり，これらを踏まえると，被審人らに適用される課徴金の算定率は，それぞれ８パーセントとなる。そうすると，被審人らが納付すべき課徴金の額は，同条第１項及び第６項の規定により，前記⑶の各売上額に，それぞれ上記の算定率８パーセントを乗じて得た

額から，同条第２３項の規定により１万円未満の端数を切り捨てて算出すると，被審人レンゴーについて１０億７０４４万円となり，被審人トーモクについて６億４０１万円となる。したがって，被審人らに対して上記各金額の課徴金の納付を命じた本件各課徴金納付命令は適法である。

（被審人らの主張）

本件各課徴金納付命令は，前記⑴ないし⑶で主張したとおり，課徴金の計算の基礎に誤りがあるから，違法なものである。

第６　審判官の判断

１　本件合意の成否（争点１）について

(1)　認定事実

前記第３記載の前提事実に加え，後掲各証拠によれば，以下の事実が認められる。

ア　従前の三木会及び５社会における情報交換

三木会においては，かねてから，出席各社の間で，段ボール製品について東段工が取り組んでいた課題のほか管内における生産量の増減や販売価格の動向等について情報交換が行われていたところ，段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の値上げが実施される時期には，これらの値上げの方針や値上げの進捗状況についても情報交換が行われていた（査１２９，査１７８，査３５０，査３５５，査４７０，査５０６ないし査５１５）。

また，段ボール製品のうち，広域ユーザー向け段ボールケースについては，供給体制等の関係から，大手の段ボールメーカーである本件５社がそのシェアの大半を占めていたところ，本件５社は，遅くとも平成１９年以降，三木会とは別に，広域ユーザー向け段ボールケースの取引上の諸問題について協議するための会合として５社会を開催し，これらに関する情報交換を行っていた。そうした中で，平成２０年に段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の値上げが行われた際には，このうち広域ユーザー向け段ボールケースについては，５社会においてリストアップされた個別の広域ユーザーごとに競合する段ボールメーカーの間で小部会が開催され（なお，後記オのとおり１０月３

１日５社会でリストアップされたユーザーのほとんどは，上記の際にもリストアップされていた。），具体的な値上げ幅などが協議されるとともに，値上げ交渉の状況について情報交換が行われていたものであり，個別の広域ユーザーに対する値上げの進捗状況は５社会に報告されていた。（査１３１，査１３４，査１４０，査１４３，査１４５，査１８０，査１８３，査２３４，査２６８，査３０６，査５３５ないし査５４１）

イ　８月３０日５社会及び９月２６日５社会

被審人レンゴーは，前記第３の４⑴のとおり，平成２３年８月２６日に段ボール原紙の値上げと共に段ボール製品の値上げを公表した後，同月３０日及び同年９月２６日にそれぞれ開催された５社会において，被審人レンゴーの《Ａ１》は，自社が公表した値上げの方針を説明するとともに，他の出席各社に対しても，広域ユーザー向け段ボールケースについて値上げの方針を発表するよう促した。

しかし，８月３０日５社会では，その時点で被審人レンゴー以外の原紙メーカーが段ボール原紙の値上げを表明していなかったことから，被審人レンゴー以外の４社は，広域ユーザー向け段ボールケースについても未だ値上げの意向を表明しなかった。９月２６日５社会では，王子コンテナーの出席者からは，近々王子板紙の段ボール原紙の値上げに併せて自社も段ボール製品の値上げを発表する旨の発言があったほか，森紙業の出席者からは，グループ会社である王子コンテナーに準じて値上げを行う旨の発言があったが，日本トーカンパッケージ及び被審人トーモクにおいては未だこれらの値上げの意向を表明しなかった。

これらを受け，被審人レンゴーの《Ａ１》は，上記各会合において，被審人レンゴーに続いて他の各社も早期に値上げを実施するよう要請していた。

（査１３５，査１４０，査１４５，査１８１，査２６７，査２６８，査３０４，査３１１，査３１７）

ウ　１０月１７日三木会

その後，前記第３の４⑵のとおり，王子グループにおいて平成２３

年９月下旬に王子板紙が段ボール原紙の値上げを公表するとともに王子コンテナーが段ボール製品の値上げを公表したほか，同⑶のとおり，同年１０月中旬頃までには，他の主要な原紙メーカーにおける段ボール原紙の値上げの表明が出そろい，同⑷のとおり，被審人トーモク，森紙業及び日本トーカンパッケージにおいても段ボール製品の値上げの方針を社内で決定していたところ，このような状況の下で同月１７日に開催された三木会において，本件５社を含む出席各社の間で段ボール製品の値上げの方針に関する情報交換が行われていた（査１３０，査１３９，査１５２，査１５６，査１５７，査１７８，査２３０，査２３３，査２３５，査２４５，査２５２，査２６６，査３０３，査３２６，査３３６，査３４４，査３５０，査３５５，査３５７，査４５５）。

エ　１０月１７日５社会

１０月１７日三木会の終了後に引き続いて開催された１０月１７日５社会において，被審人レンゴーの《Ａ１》は，１０月１７日三木会で各社の段ボール製品の値上げの意向が確認された旨報告した上で，被審人レンゴーにおいては既にユーザーに対して値上げの案内文書を配布している旨述べるとともに，他の出席各社に対して，広域ユーザー向け段ボールケースの値上げ方針を発表するよう求めた。

その際，王子コンテナーの《Ｅ》は，既に公表したとおり，平成２３年１１月２１日から段ボールケースを１２パーセント以上値上げするとともに，加工賃についても１平方メートル当たり２円値上げしたい旨発言したほか，森紙業の《Ｆ》は，王子コンテナーと同様の値上げを予定している旨発言した。被審人トーモクの《Ｇ》は，段ボールケースの値上げの方針は既に社内に周知した旨告げるとともに，その値上げ幅は段ボール原紙が１平方メートル当たり７円値上がりすることを想定したものであり，平成２１年４月以降の加工賃の値下げ分及び採算割れによる損失部分も上乗せすること，これらの値上げの実施予定日を平成２３年１２月１日とすることなどを発言した。日本トーカンパッケージの《Ｈ》は，段ボールケースについて値上げ実施予定日を同日として１２パーセント以上値上げする旨発言した。

被審人レンゴーの《Ａ１》は，これらの発言を受けて，「いよいよスタートです，うまくやっていきましょう。」などと発言した。

その上で，被審人レンゴーの《Ａ１》の提案により，個別の広域ユーザーに対してどの程度の値上げ幅を提示するかなどの値上げの実施方法について，ユーザーごとに小部会を開催して話し合うこと，これらにより今後５社会で値上げの進捗状況を管理することになる広域ユーザーを次回の５社会でリストアップすることが確認された。

（査１３６，査１３７，査１４０，査１４１，査１４５，査１８１，査１８３，査１８５，査２６７，査２６８，査２７４，査３０４，査５５６，査５５７）

オ　１０月３１日５社会

１０月３１日５社会において，広域ユーザー向け段ボールケースの値上げについて，出席各社から，ユーザーに対して値上げの案内文書を提出している状況などの値上げ活動に関する報告がされた後，被審人レンゴーの《Ａ１》は，前回の５社会で確認したとおり，今後小部会を開催するなどして５社会において値上げの進捗状況を確認するべき広域ユーザーについて各社の認識を共通にするため，他の出席者の意見も聴きながら，別紙４の「略称」記載の３５の略称をホワイトボードに記載し，各出席者はこれをメモに取るなどした。これらの略称は，１つの略称であっても，交渉窓口会社を共通とし，又は同一の取引内容が適用されるグループ会社など複数の広域ユーザーを表しているものや，取引に介在する商社を含むものがあったが，本件５社の各出席者は，上記各略称が，これに対応する「特定ユーザー」欄記載の特定ユーザー及び「交渉窓口会社」欄記載の交渉窓口会社を意味するものと認識していた。（査１３７，査１４５，査１８１，査１８５，査１９２，査２７４，別紙４「証拠」欄記載の各証拠）

カ　小部会の開催及び平成２３年１１月以降の５社会

１０月３１日５社会の前後から，前記オのとおり同会合でリストアップされた交渉窓口会社ごとに競合する段ボールメーカーの間で小部会が開催されるなどして，特定ユーザー向け段ボールケースの値上げ幅等について話し合いが行われ，その決定に基づいて当該交渉窓口

会社に対して販売価格又は加工賃を引き上げる旨の申入れが行われるとともに，これらの交渉状況についても当該小部会や５社会で情報交換が行われていた。それぞれの交渉窓口会社について，小部会に出席していた事業者，小部会等の開催時期，小部会等で決定された販売価格又は加工賃の引上げ幅は，別紙７の当該欄に記載されているとおりである。

そして，平成２３年１１月以降に開催されていた５社会においては，各小部会の幹事会社から，当該ユーザーに対する値上げの進捗状況の報告がされ，本件５社の間でこれらの対応について協議が行われていた。

（別紙３の「証拠」欄記載の各証拠，別紙７の「証拠」欄記載の各証拠，査３０４，査３１７）。

キ　値上げの実施状況

本件５社は，それぞれの取引先の特定ユーザーについて，最終的に別紙７の「妥結した引上げ幅」欄記載の値上げ幅で販売価格又は加工賃の引上げを実施した（ただし，同欄に×が記載されている交渉窓口会社については値上げが実現しなかったものである。）（別紙７の「証拠」欄記載の各証拠）。

(2) 判断

複数の事業者が対価を引き上げる行為が，独占禁止法第３条の規定により禁止されている「不当な取引制限」（同法第２条第６項）にいう「共同して」に該当するというためには，当該行為について，相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であると解されるところ，ここにいう「意思の連絡」とは，複数の事業者の間で相互に同程度の対価の引上げを実施することを認識し，これと歩調をそろえる意思があることを意味し，一方の対価引上げを他方が単に認識して認容するのみでは足りないものの，事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく，相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して，暗黙のうちに認容することで足りると解するのが相当である（東京高等裁判所平成７年９月２５日判決・公正取引委員会審決集第４２巻３９３頁〔東芝ケミカル株式会社による審決取消請求事件〕参照）。

これを本件についてみると，次のとおりである。

ア　前記⑴アのとおり，広域ユーザー向け段ボールケースに係る取引について大半のシェアを占めていた本件５社は，かねてから，５社会を開催して，これらの取引上の諸問題について情報交換をする中で，段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の値上げが行われる際には，５社会のほか，個別の広域ユーザーごとに競合する事業者の間で開催されていた小部会において広域ユーザー向け段ボールケースの値上げの実施に関する情報交換を行っていたのである。前記⑴イのとおり，本件当時も，被審人レンゴーが平成２３年８月２６日に段ボール原紙の値上げと共に段ボール製品の値上げを公表した上で，８月３０日５社会及び９月２６日５社会において，広域ユーザー向け段ボールケースについて，他の４社に対して被審人レンゴーに続いて値上げを行うよう促したところ，その時点では，他の原紙メーカーにおいては段ボール原紙の値上げを表明していなかったことから，広域ユーザー向け段ボールケースについても本件５社の間で値上げの方針がそろわなかったが，その後，同年１０月中旬までに主要な原紙メーカーによる段ボール原紙の値上げの表明が出そろうと，前記⑴エのとおり，１０月１７日５社会において，出席各社から広域ユーザー向け段ボールケースの値上げの方針が示されるとともに，今後個別のユーザーごとに小部会を開催するなどして具体的な値上げ幅等の条件について協議することなどが確認されたのであり，その上で，前記⑴オのとおり，１０月３１日５社会においては，本件５社の間で，値上げの進捗状況を管理するべき広域ユーザーについて認識を共通にするため，その対象となる特定ユーザー及びその交渉窓口会社が選定されたのである。

そして，前記⑴カのとおり，交渉窓口会社ごとに競合する事業者の間で開催された小部会等で具体的な値上げ幅等の条件が取り決められ，各社ともこれに従って交渉窓口会社との間で値上げ交渉を行いながら，その交渉状況についても小部会等で情報交換を行っていたほか，５社会においても小部会から個別のユーザーに関する値上げの進捗状況について報告がされ，本件５社の間でこれらの対応について協議が行われていたのであり，前記⑴キのとおり，本件５社は，こうした値上げ

活動の結果，特定ユーザー向け段ボールケースについて，一部の特定ユーザーを除き，それぞれ値上げを実現したのである。

これらの事実からすれば，本件５社は，１０月１７日５社会で，広域ユーザー向け段ボールケースの値上げを行うことについて情報交換を行い，１０月３１日５社会でその対象となる特定ユーザー及びその交渉窓口会社を選定したことをもって，本件５社間で，相互に歩調をそろえながら特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃の引上げを実施するとの意思が形成され，その旨の意思の連絡，すなわち本件合意が成立したと認められる。

イ　これに対し，被審人レンゴーは，１０月３１日５社会の時点では，未だ段ボール原紙は，日経市況も上がっていないなど，値上がりが不確実であり，段ボール製品についても値上げ交渉を開始できる状況にはなかったこと，その後，被審人レンゴーがこれらの値上げを実施したのは，自ら定めた値上げ方針に従って，独自に行ったものであり，本件合意とは無関係であることを理由として，本件合意が成立していないと主張する。

しかし，前記⑴で認定したとおり，平成２３年１０月中旬までには，被審人レンゴー及び王子板紙に続き，他の主要な原紙メーカーによる段ボール原紙の値上げが出そろったことから，１０月１７日５社会では，本件５社はいずれも段ボール原紙の値上がりを前提として決定した値上げ方針を述べていたのであり，その後，１０月３１日５社会では，小部会を開催するなどして値上げを行う対象となる特定ユーザーをリストアップしながら，特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃の値上げ交渉を行っていたのである。かかる経緯に照らすと，日経市況において段ボール原紙の値上がりが明らかとなったのが同年１２月末であったこと（審Ａ共５１）から，特定ユーザーとの値上げが難航したという事情があったとしても，１０月３１日５社会が開催された時点で，各社とも段ボール製品の値上げを決定できる状況になかったということはできず，これが本件合意の成立を否定する理由とはならない。

また，被審人レンゴーは，前記⑴で認定したとおり，自社の段ボー

ル製品の値上げ公表後，その営業統括者が，５社会において，他の４社に対して，被審人レンゴーに続いて広域ユーザー向け段ボールケースの値上げを実施するよう要請した上で，その後も，小部会の開催や５社会での管理の対象となるユーザーのリストアップを主導したものであるが，かかる行為は，大手の段ボールメーカーである被審人レンゴーであっても自社の商品のみ値上げを行うことは困難であるという認識の下，他の事業者と協調して値上げを実施する趣旨で行われたものであることは，その経過から明らかであり，これらにより実施した値上げが，他の事業者との意思の連絡なく独自に行われたものと評価することはできない。

したがって，被審人レンゴーの上記各主張は，採用することができない。

ウ　被審人トーモクは，①本件当時，５社会で行われたやり取りは，段ボール原紙の高騰に対応した短期的な値上げについての情報交換にとどまるものであったから，長期の価格カルテルとは異なり，具体的な特定価格を定めることなく，競争活動を通じて価格の引上げ幅等の調整を図ることは不可能であり，かつ抜け駆けを抑制することが要請されることからも，具体的な特定価格への意見集約が必要であったというべきところ，本件合意は，個別の広域ユーザーについての販売価格又は加工賃の引上げ方法を小部会で話し合うというものにすぎず，かかる特定価格を全く示していない合意をもって意思の連絡を認定することはできないこと，②被審人トーモクは，１０月３１日５社会の時点では，他の事業者の価格の引上げを単に認識したにすぎないから，このような価格の引上げ幅についての意思の連絡があったとはいえないのであり，他方で，被審人トーモクが１０月３１日５社会に先立ち段ボール製品の値上げの方針を社内で周知していたのであるから，これらの値上げは独自の判断でされたものであることを理由として，本件合意が成立していないと主張する。

しかし，上記①の主張についてみると，前記説示のとおり，事業者間で対価の引上げにつき意思の連絡があったといえるためには，相互に同程度の対価の引上げを実施することを認識しながら，これと歩調

をそろえる意思があれば足り，必ずしも具体的な価格の引上げ幅まで合意されなければならないと解する理由はないのであり，この点に関する被審人トーモクの主張は独自の見解である。

上記②の主張についても，前記⑴エで認定したとおり，１０月１７日５社会において，被審人トーモクの《G》が他の事業者の値上げ方針を聞いていたにとどまらず，自社の値上げ方針についても説明していたことは，これについて複数の出席者が供述調書で一致する供述をしていること（査１８１，査１８５，査２６８）からも裏付けられているのであり，また，前記⑴オ及びカのとおり，その後も，被審人トーモクは，５社会の構成員として，５社会及び小部会に参加するなどして，他の事業者との間で段ボールケースの値上げに関して情報交換を行いながら値上げ活動を行っていたのであるから，被審人トーモクにおいても，他の事業者の価格引上げを単に認識したにとどまらず，これと歩調を合わせる意思を有していたことは明らかである。また，これらによれば，被審人トーモクが社内で段ボール製品の値上げを決定したのが１０月３１日５社会の前であったとしても，上記のとおり実施された値上げが独自の判断でされたものと認められない。

したがって，被審人トーモクの上記主張は，採用することができない。

なお，被審人トーモクは，１０月１７日三木会において関連事件合意が成立していないことからこれに引き続きされたという本件合意も成立の基礎を欠くなどと主張するが，前記アで説示したとおり，本件合意は関連事件合意を基礎とするものではないから，上記主張はその前提を欠くものであり，失当である。

エ　被審人トーモクは，《事業者２》は交渉窓口会社ではなく，《事業者１》とは独立して交渉を行っているから，１０月３１日５社会でホワイトボードに記載された「《略称１》」は《事業者２》を含むものではなく，《事業者２》に係る取引は本件合意の対象には含まれないと主張する。

しかし，《事業者２》は，《事業者１》向けの段ボールケースに係る取引に介在していた商社であり，被審人らは，これらを《事業者

２》を通じて《事業者１》に販売していたものであるが，上記の「《略称１》」との記載につき，同会合の出席者は，《事業者１》のほか《事業者２》を含む意味であった旨供述しているところであり（査１４２〔８頁〕，査２６８〔３３頁〕，査２７４〔７～８頁〕），《事業者１》向けの段ボールケースのうち，《事業者２》を通じた取引のみ本件合意の対象から除外する理由があったとはうかがわれない。

また，《事業者１》に関する小部会は，同社と直接取引を行っている王子コンテナー及び日本トーカンパッケージのみを出席者として開催されたが，被審人らの担当者も出席した平成２３年１１月１０日及び平成２４年１月２７日開催の５社会では，「《略称１》」の値上げに関して，《事業者２》に対する値上げ交渉の状況についても報告されたことは，これらの５社会の出席者の供述調書（査２６８〔４０～４１頁，１１８～１１９頁〕）から認められるのであり，実際，かかる値上げ交渉の結果，別紙７のとおり，《事業者１》向け段ボールケースは，《事業者２》を通じた取引の分も含めて同じ値上げ幅で値上げが実現していたのである。

これらによれば，前記⑴オで認定したとおり，上記の記載をもって，《事業者１》のみならず，《事業者２》も，特定ユーザーの１つとして本件合意の対象に含まれていたものと認められるのであり，被審人らを出席者とする《事業者２》独自の小部会が開催されていなかったとしても，直ちに上記認定が左右されるものではない。

以上によれば，被審人トーモクの上記主張は，採用することができない。

(3) 結論

以上のとおりであるから，本件５社は，共同して，特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨の本件合意をもって，これらの対価の引上げについて，相互にその事業活動を拘束したものと認めることができる。

２　本件合意が一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであったか否か（争点２）について

「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは，当該取引に

係る市場が有する競争機能を損なうことをいい，共同して商品の販売価格を引き上げた場合には，その当事者である事業者らがその意思で，ある程度自由に当該商品の販売価格を左右することができる状態をもたらすことをいうものと解する（多摩談合新井組最高裁判決参照）。ここで，独占禁止法第２条第６項にいう一定の取引分野は，当該共同行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲をいうものであり，その成立する範囲は，取引の対象・地域・態様等に応じて，当該共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して決定されるものと解する（東京高等裁判所平成５年１２月１４日判決・公正取引委員会審決集第４０巻７７６頁〔トッパン・ムーア株式会社ほか３名に対する独占禁止法違反被告事件〕，東京高等裁判所平成２０年４月４日判決・公正取引委員会審決集第５５巻７９１頁〔株式会社サカタのタネほか１４名による審決取消請求事件〕参照）。これを本件についてみると，次のとおりである。

(1) 一定の取引分野について

ア　前記１のとおり，本件合意が対象としている商品は，特定ユーザー向け段ボールケースとなり，本件５社は，本件合意により，小部会を開催するなどして，特定ユーザーごとに段ボールケースの販売価格又は加工賃の引上げの実施方法や交渉状況について情報交換を行うとともに，５社会において，特定ユーザー全体について，それぞれ値上げの進捗状況に関する報告を受けながら，これらの値上げ活動を行っていたのであるから，本件合意により影響を受ける範囲も，特定ユーザー向け段ボールケースの販売及び加工に係る取引全般であるといえる。

　したがって，本件合意に係る一定の取引分野は，特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野である。

イ　これに対し，被審人らは，広域ユーザー向け段ボールケースは，オーダーメードであって，ユーザーごとに価格体系，商品選好・商品特性，取引方法・交渉方法その他の競争状況に大きな差があることから，特定ユーザー全てを同一の市場と認定するのは誤りであり，特定ユーザー又は交渉窓口会社ごとに一定の取引分野が成立すると主張する。

しかし，一定の取引分野は，このように需要者ごとに存在する競争関係について重層的に画定し得るのであって（公正取引委員会平成２０年４月１６日審決・公正取引委員会審決集第５５巻３頁〔株式会社荏原製作所ほか８名に対する件〕，東京高等裁判所平成２１年５月２９日判決・公正取引委員会審決集第５６巻第２分冊２６２頁〔東日本電信電話株式会社による審決取消請求事件〕参照），これらのうち，独占禁止法上問題となる共同行為との関係で，一定の取引分野が画定するのである。そして，特定ユーザー向け段ボールケースは，個別のユーザーごとに仕様の違いはあっても，日本工業規格に基づく段ボールシートを加工して製造される点において共通しているのであるから，個別のユーザーごとに一定の取引分野を画定すべき理由はなく，上記説示のとおり，本件合意に係る共同行為との関係から，特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野を一定の取引分野として画定したことが誤りであるとはいえない。

したがって，被審人らの上記主張は，採用することができない。

(2) 競争の実質的制限について

ア　前記第３の６のとおり，本件合意が成立した平成２３年度において，特定ユーザー向け段ボールケースの総販売金額のうち，本件５社による販売金額が８割余りを占めていたことからすると，本件５社は，特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野について，その意思で，ある程度自由に販売価格又は加工賃を左右することができる状態にあったというべきであるから，本件合意は，特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃について，競争を実質的に制限するものであったと認められる。

イ　これに対し，被審人レンゴーは，特定ユーザー向け段ボールケースのシェアについて，総販売金額ではなく，総販売数量により競争の実質的制限を認定するべきであると主張する。しかし，特定ユーザー向け段ボールケースの単価が取引の当事者ごとに大きく異なるものとは考え難く，総販売金額は販売数量に比例しているとみられることから，いずれを用いるかによってシェアの認定に大きな差が生じるものではない。したがって，かかる主張は採用することができない。

(3) 結論

以上のとおりであるから，本件５社は，本件合意により，特定ユーザー向け段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限したものと認めることができる。また，その内容に照らし，これが公共の利益に反するものであったことも明らかである。

３　本件排除措置命令の適法性（争点３）について

(1) 独占禁止法第７条第２項にいう「特に必要があると認めるとき」とは，排除措置を命じた時点では既に違反行為はなくなっているが，当該違反行為が繰り返されるおそれがある場合や，当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合などをいうものと解される（東京高等裁判所平成２０年９月２６日判決・公正取引委員会審決集第５５巻９１０頁〔ＪＦＥエンジニアリング株式会社ほか４名による審決取消請求事件〕参照）。

(2) 前記１⑴アで認定したとおり，本件５社は，かねてから，５社会において，広域ユーザー向け段ボールケースの取引上の諸問題について情報交換を行う中で，段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の値上げが行われた際には，５社会のほか小部会を開催するなどして広域ユーザー向け段ボールケースの値上げについて情報交換をしていたのであり，本件違反行為も，その経過や態様に照らすと，このような協調関係の下で，組織的に行われたものであることは明らかである。また，前記第３の７のとおり，平成２４年６月５日に公正取引委員会により関連事件に関する立入検査が行われて以降は，特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃について情報交換が行われておらず，本件合意は消滅したと認められるが，前記１⑴で認定した経過に照らすと，本件５社は，上記立入検査が行われるまでの間は，これらの情報交換を行っていたのであって，本件違反行為を取りやめたのは，上記立入検査が行われたことを契機とするものと認められるのであり，被審人らの自発的な意思に基づくものとはみられない。

(3) 以上からすれば，被審人トーモクが主張するように本件違反行為が終了してから本件排除措置命令がされるまで２年余り経過していることを踏まえても，被審人らを含む本件５社が，再び同様の違反行為を繰り返

すおそれは否定できず，また，本件合意が消滅したことをもって，特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争秩序の回復が十分であるということもできない。

本件排除措置命令の内容についても，上記⑵の事情に照らすと，公正取引委員会が命じた各措置は，いずれも本件違反行為が排除されたことを確保するのに必要な事項であると認められ，被審人トーモクが主張するような関連事件との比較から不均衡なものということもできない。

(4) したがって，本件排除措置命令は，公正取引委員会がこれを命じたことにつき「特に必要があると認めるとき」に該当し，その内容も相当なものであって，適法なものと認められる。

4　本件各課徴金納付命令の適法性（争点４）について

(1) 課徴金の算定期間（実行期間）（争点４⑴）

ア　課徴金の計算における実行期間の始期については違反行為者が合意の対象となる需要者に対して値上げ予定日を定めて値上げの申入れを行い，その日からの値上げへ向けて交渉が行われた場合には，当該予定日以降の取引には，当該合意の拘束力が及んでいると解され，現実にその日に値上げが実現したか否かに関わらず，その日において当該行為の実行としての事業活動が行われたものと認められる（公正取引委員会平成１４年９月２５日審決・公正取引委員会審決集第４９巻１１１頁〔株式会社オーエヌポートリーに対する件〕，公正取引委員会平成１９年６月１９日審決・公正取引委員会審決集第５４巻７８頁〔日本ポリプロ株式会社ほか１名に対する件〕参照。）。

この点，証拠（審特Ａ２，審特Ｃ３，審特Ｃ４，審特Ｃ７）によれば，被審人らは，一部の特定ユーザーに対して，それぞれ文書により，被審人レンゴーについては平成２３年１１月１日を値上げ予定日と定めて，被審人トーモクについては同年１２月１日を値上げ予定日と定めてそれぞれ段ボールケースの値上げの申入れを行ったものであり，これらの値上げへ向けて交渉が行われたと認められるから，上記の値上げ予定日が，実行期間の始期と認めるのが相当である。

他方，本件５社は，平成２４年６月５日に立入検査を受けて以降本件違反行為を行っていないが，それまでの間は本件違反行為を継続し

ていたものと認められることは前記３で説示したとおりであるから，同日をもって当該行為の実行としての事業活動はなくなったものと認められる。

したがって，独占禁止法第７条の２第１項所定の実行期間は，被審人レンゴーについては平成２３年１１月１日から平成２４年６月４日までとなり，被審人トーモクについては，平成２３年１２月１日から平成２４年６月４日までとなる。

イ　これに対し，被審人トーモクは，実行期間の始期は，具体的な競争制限効果が明確に認定できる時点，すなわち違反行為者が最初に引き上げた価格で出荷した日とすべきであると主張する。しかし，複数の事業者間で値上げについて競争制限を内容とする合意が成立し，事業者が当該合意に基づき値上げの実施に向けた行動に出た場合，取引先がこの値上げを受け入れたか否かにかかわらず，当該行為の実行としての事業活動が行われたものと認められるのであって，実際に取引先との交渉が成功して値上げが実現したか否かは「実行としての事業活動」の認定を左右するものではないから，最初に引き上げた価格で出荷した時点を実行期間の始期と認めることはできない。したがって，被審人トーモクの上記主張は採用することができない。

ウ　被審人らは，広域ユーザーにおいては，段ボールケースについて，一定の期間ごとに調達価格の予算を設定しているため，期替わり前に値上げに応じることはなく，また，大きな購買力を有する広域ユーザーとの値上げ交渉には相応の期間を要するため，期替わり前の値上げ実施は極めて困難であることは本件５社の間で共通認識となっていたのであり，値上げ要請文書に記載された値上げ予定日は，期替わりにおける値上げを実現するための姿勢を示すための形式的なものにすぎず，ユーザーごとの期替わり期を値上げ実施予定日とするとの合意が存在していたのであるから，実行期間の始期はユーザーごとの期替わりの時期とすべきであると主張する。

しかし，前記１⑴イ，エ及びオのとおり，広域ユーザー向け段ボールケースの値上げについて，８月３０日５社会及び９月２６日５社会において，被審人レンゴーの《Ａ１》が，自社の値上げは公表どおり

平成２３年１０月１日であると説明するとともに，各社に対し，早期の値上げを求めていたところ，１０月１７日５社会においては，他の４社においても，自社の値上げ実施予定日につき，王子コンテナー及び森紙業は同年１１月２１日である旨，被審人トーモク及び日本トーカンパッケージは，同年１２月１日である旨発言したが，個別のユーザーに対する値上げの実施方法については，小部会で話し合うことが確認され，１０月３１日５社会においては，その対象となるユーザーのリストアップがされたにとどまり，これらの会合において，それ以上に，具体的な値上げの時期について話し合われた形跡はないのである。その後，実際に，同年１１月８日に開催された《事業者４》の小部会においては，同社向けの段ボールケースの値上げ実施時期を同年１１月２１日又は同年１２月１日として申入れをすることが決まったこと（査２２０〔６～７頁〕，査３０９〔３～４頁〕），同年１１月１６日に開催された《事業者１２》の小部会において，同社向けの段ボールケースの値上げ実施時期を同年１２月１日として申入れをすることが決まったこと（査３９３〔８頁〕）からも，本件合意においては，値上げの実施時期が定められていたとはみられない。

そして，特定ユーザーの期替わりは，一部のユーザーを除きおおむね１月１日又は４月１日とされているが，実際には，被審人らは，別紙５及び別紙６のとおり，多くの特定ユーザーに対し，期替わり前の期日を値上げ実施予定日とした値上げ要請文書を提出して値上げ交渉を行っていたのである（審特Ａ１，審特Ａ２，審特Ｃ３，審特Ｃ４，審特Ｃ６，審特Ｃ７，審特Ｃ１６）。こうした中で，１２月１日５社会において，被審人レンゴーの《Ａ１》から，遅くとも同年１２月１日からの値上げを実現するために，交渉窓口会社に対して値上げの申入れに対する回答の期限を設けるとの提案がされていたこと（査２６８〔６３～６４頁〕），期替わりを４月１日としていた《事業者１３》（別紙１の別表の番号５９）について，平成２４年１月２４日の小部会では，同社から値上げ実施日を同年２月１日として１キログラム当たり６円の値上げに応じるとの回答があれば，これを受け入れることが確認されていたこと（査２９１〔３～７頁〕，査３９５〔１～

９頁〕），５社会においても，交渉過程において，期替わり前に値上げを認め得る旨の回答をしていたユーザーについて報告されていたこと（《事業者１４》につき査２６８〔７２頁〕，《事業者１５》につき査２６８〔９４頁，１１６頁〕），被審人らも認めているとおり，現に，《事業者１６》（別紙１の別表の番号《略》）については，期替わりである４月１日より前の平成２４年２月１日から値上げが実施されたこと，被審人レンゴーにおいて社内の値上げ計画を記載していたファイルには，その計画に係る「期日」欄に，複数の特定ユーザーについて期替わり前の時期が記載されていたこと（査１４１〔添付資料１ないし３枚目〕）などからすれば，本件５社において，被審人らの主張するように，期替わり前の値上げが容易でないという事情があったとしても，期替わりの時期にかかわらず，できる限り早期の値上げの実現に向けて値上げ交渉を行っていたものとみられるのであり，値上げ要請文書に記載された値上げ予定日は，期替わりにおける値上げを実現するための姿勢を示すための形式的なものにすぎないなどと認めることはできない。

この点，被審人トーモクが平成２３年１０月３１日頃，社内で作成したという値上計画集計表（審特Ｃ９の添付資料）には値上げの実施期日が平成２４年１月１日と記載されているところ，同日は，値上げ要請文書に記載された値上げ予定日よりも１か月遅いものである。しかし，他方で，被審人トーモクにおいては，別紙６のとおり，４月１日を期替わりとする取引先が多くを占めているところ，上記値上計画集計表によれば，これらのユーザーを含めて一律平成２４年１月１日を値上げの実施期日と定めていたことになり，期替わりでなければ値上げを実現できないという認識を有していたとはみられない。

これらによれば，被審人らの担当者である参考人らが上記主張に沿う供述をしているものの，こうした供述のみから，直ちに値上げの実施予定日を期替わりの時期とする旨の合意があったと認めることはできず，他にかかる合意の存在を示す確たる証拠もない。そうすると，上記のとおり，被審人らは，現に特定ユーザーに対して期替わり前の期日を値上げ実施予定日とした値上げ要請文書を提出するなどして値

上げ交渉を行っている以上，ユーザーが期替わり前の値上げに応じなかったとしても，これをもって実行としての事業活動を行ったとの認定が左右されるものではない。したがって，被審人らの上記主張は，採用することができない。

(2) 課徴金の算定対象となる商品の該当性（争点４(2)）

ア　当該商品の意義

独占禁止法第７条の２第１項にいう「当該商品」とは，違反行為である相互拘束の対象である商品，すなわち，違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって，違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであるが，課徴金制度の趣旨及び課徴金の算定方法に照らせば，違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については，一定の商品につき，違反行為を行った事業者が，明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情がない限り，違反行為による拘束が及んでいるものとして，課徴金の算定の対象となる当該商品に含まれ，違反行為者が実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額が，課徴金の計算の基礎となる売上額となると解される（東京高等裁判所平成２２年１１月２６日判決・公正取引委員会審決集第５７巻第２分冊１９４頁〔出光興産株式会社による審決取消請求事件〕参照）。

イ　本件違反行為の対象商品

本件違反行為は，本件５社が共同して，特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨合意することにより，公共の利益に反して，特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたというものであるから，本件違反行為の対象となる商品は，特定ユーザー向け段ボールケースである。したがって，特定ユーザー向け段ボールケースについては本件５社が明示的又は黙示的に違反行為の対象から除外するなど，当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り，本件違反行為による拘束が及んでいるものとして，課徴金の算定対象となる商品に該当することになる。

以下では，被審人らが課徴金の算定対象となる商品に該当しないと主張する特定ユーザーにつき，検討する。

(ｱ) 《事業者２》

被審人らは，《事業者２》に関する小部会を開いておらず，具体的な値上げ幅等について情報交換も行っていなかったとして，《事業者２》に対する売上額は，課徴金の計算の基礎から除外すべきであると主張する。

しかし，１０月３１日５社会において特定ユーザーとしてリストアップされていた「《略称１》」との記載をもって，《事業者１》のみならず，同社向け段ボールケースを取り扱っていた《事業者２》も本件合意の対象に含まれていたものと認められることは，前記１(2)エで説示したとおりである。この点，被審人らを出席者とする《事業者２》独自の小部会が開催されていなかったとしても，被審人らは，《事業者２》を介して《事業者１》と交渉していたものとみられ（《Ａ２》参考人速記録〔１３頁〕），前記１(2)エのとおり，被審人らが出席した５社会において，「《略称１》」の値上げに関して，《事業者２》に対する値上げ交渉の状況についても報告されていたのであり，実際，かかる値上げ交渉の結果，《事業者１》向け段ボールケースは，《事業者２》を通じた取引の分も含めて同じ値上げ幅で値上げが実現していたことからすれば，《事業者２》を通じた取引のみ本件合意による相互拘束から除外されていたことを示す特段の事情があるとは認められない。

なお，被審人トーモクは，《事業者２》の交渉担当部署が東日本地区にないと主張するが，東日本地区を地理的範囲とする関連事件合意とは異なり，本件合意は，全国規模で営業活動を行う大手の段ボールメーカーで占められる本件５社のみの間で東段工の会合とは別の機会に取り交わされたものであって，その対象となる地理的範囲が東日本地区に限定されていたというべき事情は認められないから，《事業者２》の交渉担当部署が東日本地区外にあることをもって同社向け段ボールケースが本件合意の対象から除外されていたと認めることはできない。

したがって，被審人らの上記主張は，採用することができない。

(ｲ) 《事業者５》

被審人レンゴーは，《事業者５》においては，段ボールケースの価格決定権が各工場等にあるから，値上げ交渉の窓口部署である本社生産管理部との交渉は値上げ幅の上限を決めるものにすぎず，その後，更に各工場等との間で値上げ交渉が必要であるから競争の実質的制限がないとして，《事業者５》に対する売上額は課徴金の計算の基礎となる売上額から除外すべきであると主張する。

しかしながら，被審人レンゴーの主張するとおり，《事業者５》について，本社生産管理部との交渉の結果決められた値上げ幅の上限は，各工場についての実際の値上げ幅の決定に影響を及ぼすものであるから，本件合意による相互拘束が及んでいたことは否定されないのであり，被審人レンゴーが主張するところは，これらの商品について本件合意による相互拘束から除外されていたことを示す特段の事情に当たるとは認められない。

したがって，被審人レンゴーの上記主張は，採用することができない。

(ｳ) 《事業者６》

被審人レンゴーは，《事業者６》については，本件合意成立前に入札により平成２４年１月ないし同年３月の各段ボール製品に係る調達先及び調達価格が決定したから，本件合意とは関係なく価格が定まったことが明らかであると主張する。

しかし，証拠（査３１２）によれば，被審人レンゴー，森紙業及び大日本パックス株式会社の担当者は，平成２３年１０月初旬から電話連絡により《事業者６》に提出する見積価格について話し合っていたところ，同月下旬頃《事業者６》の担当者から見積書の再提出を要請されたため，平成２４年１月ないし同年３月の見積価格は変更せず，同年４月１日以降の見積価格について，同年３月末時点での段ボール原紙の日経市況を確認して設定し直すことを上記３社で協議した上で，平成２３年１１月中旬頃には，小部会においてそれぞれその旨の見積書を再提出したことを確認していたものであり，

その結果，平成２４年４月以降の取引価格は，再提出した見積書の内容に従って決定されていたことが認められる。

そうすると，《事業者６》との取引価格が本件合意成立時点で決まっていたとは認められないし，本件合意成立後にも，上記３社の担当者は，小部会において，《事業者６》に対する値上げの実施方法について情報交換を行い，これに従って値上げが実現していたのであるから，《事業者６》に対して販売する商品について，本件合意による相互拘束から除外されていたことを示す特段の事情があるとは認められない。この点，仮に，平成２４年１月ないし同年３月の取引価格が本件合意の成立前に決定していたとしても，「実行としての事業活動」によって一定の実行期間が特定される以上，実行期間内の売上額が違反行為の実行としての事業活動によるものであることを要しない（東京高等裁判所平成１５年４月２５日判決・公正取引委員会審決集第５０巻６９１頁〔株式会社オーエヌポートリーによる審決取消請求事件〕参照）のであるから，独占禁止法施行令第５条第１項の規定により実行期間において引渡しがされた商品の売上げであれば課徴金の算定基礎となる売上額に含まれるものである。

したがって，被審人レンゴーの上記主張を採用することはできない。

(ｴ) 《事業者７》及び《事業者８》

被審人トーモクは，《事業者７》及び《事業者８》に対する値上げは，両社と他の事業者の交渉結果に連動して行われたものであり，両社との間で値下げ交渉を断続的に行っていた被審人トーモクは関与しておらず，両社に対する値上げカルテルの参加者ではないことから，両社に対する売上額は，課徴金の算定基礎となる売上額から除外すべきであると主張する。

しかしながら，前記１(1)オで認定したとおり，１０月３１日５社会において別紙４のとおりリストアップされた特定ユーザーのうち，「《略称２》」との記載は，両社を含む《略称２》３社を意味するものであり，両社とも特定ユーザーとして本件合意の対象に含まれ

ていたことは，同会合の出席者の供述（査１３７〔８頁〕，査１４０〔１１～１２頁〕）からも明らかである。

そして，《略称２》３社については，交渉窓口会社を《事業者７》に一本化していたことから，《事業者８》との値上げ交渉は《事業者７》の値上げ交渉と同じ内容であるところ，《事業者７》についての小部会には，被審人トーモクも参加していたのであるから（査２１３〔４～１１頁〕，査３０７〔４～７頁〕，審特Ａ１〔５～６頁〕），被審人トーモクが《事業者８》の値上げに関与していたことは否定できない。この点，被審人トーモクが主張するように，《事業者８》を統合する予定であった《事業者Ｂ》の価格水準まで下げるため，《事業者８》との間で値下げ交渉をしていたとしても，別途，上記の協調行為の結果，《事業者８》との関係でも値上げを実現していたものであるから，これ自体が当該商品について本件合意による相互拘束の対象から除外されていたことを示す特段の事情に当たるということはできない。

したがって，被審人トーモクの上記主張は，採用することができない。

(3) 課徴金の算定基礎となる売上額（争点４(3)）

ア　協力値引

被審人レンゴーは，段ボール業界では，「協力値引」の名目で実質的には販売価格を引き下げることが長年かつ一般的な商慣習として存在しているところ，表面上の取引価格から「協力値引」の額を控除したものが現実の取引価格であり，被審人レンゴーにおいて，社内で値引き処理された金額のうち，数量不足や不良による値引き以外は「協力値引」に該当するものであるから，これらの金額は課徴金の算定基礎となる売上額に含めるべきでないと主張する。

しかし，このような「協力値引」について，被審人レンゴーは集計表（審特Ａ１６）を提出するのみであり，取引上いかなる趣旨でどのような方法により行われたか証拠上明らかでないから，当然に取引価格からこれを除外した額をもって実質的な売上額と認定することはできない。また，その主張によっても，かかる処理が独占禁止法施行令

第５条第１項の各号に定めるものに当たるということはできないから，課徴金の算定基礎となる売上額から控除されるものとは認められない。

したがって，被審人レンゴーの上記主張は，採用することができない。

イ　割戻金

(ｱ) 被審人レンゴーについて

ａ　《事業者１０》

被審人レンゴーは《事業者１０》との覚書（審特Ａ４）に基づく協力金の支払は売上額から控除すべき割戻金に該当すると主張するが，同覚書第２条第１項によれば，１か月の平均納入数量が５０００ケース未満の場合には，協力金は支払われないものと解され，独占禁止法施行令第５条第１項第３号が控除の適用除外事由として定める「一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるもの」に該当するから，控除の対象となる割戻金には該当しない。

したがって，被審人レンゴーの上記主張は，採用することができない。

ｂ　《事業者１１》

(a) 後掲の各覚書によると，被審人レンゴーは，実行期間（平成２３年１１月１日ないし平成２４年６月４日）中の段ボールケースの取引に関し，《事業者１１》との間で，当該覚書をもって，次のとおり合意したものと認められる。

ⅰ　被審人レンゴーは，《事業者１１》に対し，指定料として，以下の対象期間内に納入する茶殻配合中しんを使用した段ボールケースにつき，１ケース当たり０．５円を支払う。

①平成２３年５月２０日付け覚書（審特Ａ６）

平成２３年５月１日ないし平成２４年４月３０日の期間

②平成２４年５月３０日付け覚書（審特Ａ７）

平成２４年５月１日ないし平成２５年４月３０日の期間

ⅱ　被審人レンゴーは，《事業者１１》に対し，特別協力金として，以下の対象期間内に納入する《事業者１１》ブランド

に係る缶及びペット用段ボールケースにつき１ケース当たり４．５円，その他の段ボールケースにつき１ケース当たり２．５円を支払い，加えて，２リットルペット用段ボールケースにつき１ケース当たり２円を支払う。

①平成２３年１２月２２日付け覚書（審特Ａ９）

平成２３年１１月１日ないし同年１２月３１日の期間

平成２４年１月１日ないし同月３１日の期間

②平成２４年２月１７日付け覚書（審特Ａ１０）

平成２４年２月１日ないし同年３月３１日の期間

同年４月１日ないし同月３０日の期間

③平成２４年１０月１０日付け覚書（審特Ａ１１）

平成２４年５月１日ないし同年９月３０日の期間

(b) 前記(a)の各合意は，被審人レンゴーが，《事業者１１》に対し，特定ユーザー向け段ボールケースの引渡しの実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨の契約に該当する。

そして，被審人レンゴーの実行期間中，前記(a)ⅱの特別協力金のうち，平成２４年１月１日ないし同月３１日の期間（①の一部）及び同年４月１日ないし同月３０日の期間（②の一部）の売上げを対象とする６５４９万２４５円については，第２２２号課徴金納付命令において課徴金の算定基礎となる売上額から控除されていることには争いがない。

(c) 他方，前記(a)の各覚書のその余の対象期間については，いずれも，対象期間中，あるいは対象期間経過後に覚書が作成されているところ，被審人レンゴーは，独占禁止法施行令第５条第１項第３号所定の「書面」は，事前に作成されている場合に限られないと主張する。

しかしながら，同号により割戻金が控除されるのは，割戻金が対価そのものの修正又はこれに準ずるものであるためであるところ，同号が割戻金を支払うべき旨が書面によって明らかな契約があった場合でなければならないと規定するのは，事後的に支払側の裁量によって支払われるなどしたものは対価の修正

と認めるべきではなく，割戻金を支払うべきことがあらかじめ書面により客観的に明らかにされているものに限定する趣旨であると解される。

かかる趣旨からすれば，同号所定の「割戻金の支払を行うべき旨が書面によって明らかな契約」があった場合とは，割戻しの対象となる商品又は役務の引渡し前に，割戻金を支払うべきことが書面で明らかにされている場合に限られるのであり，事後に書面で定めた割戻金はこれに該当しないというべきである。

他方で，同号の上記趣旨からすれば，割戻しの対象期間の途中で割戻契約に係る書面が作成された場合であっても，作成日以後の取引との関係では同号所定の「書面によって明らかな契約」があったというべきである。

そうすると，被審人レンゴーの実行期間を対象期間とする合意のうち，既に控除されている期間を除き，前記(a)ｉについては，各覚書の作成日以降である，①の平成２３年１１月１日ないし平成２４年４月３０日の期間及び②の同年５月３０日ないし同年６月４日の期間について，前記(a)ⅱについては，各覚書の作成日以降である，①の平成２３年１２月２２日ないし同月３１日の期間及び②の平成２４年２月１７日から同年３月３１日の期間について，同号の割戻金を支払うべき旨が「書面によって明らかな契約」に該当すると認められるが，その余の期間については，事後に書面が作成されているため，これに該当するとは認められない。

(d) また，被審人レンゴーは，前記(a)ⅱの合意に関して，実行期間以前に作成された覚書（審特Ａ８）を提出するが，同覚書は，被審人レンゴーの実行期間の始期より前の期間（平成２３年８月１日ないし同年９月３０日の期間及び同年１０月１日ないし同月３１日の期間）を対象期間として定めるものであり，「実行期間におけるその実績について当該契約で定める」ものではないから，同覚書の対象期間に含まれない実行期間中の取引について，「書面によって明らかな契約」があったといえるもの

ではない。

(e) 以上によれば，前記(a)ｉのうち，平成２３年１１月１日ないし平成２４年４月３０日の期間（１８２日間）及び同年５月３０日ないし同年６月４日の期間（６日間）についての指定料を割戻金として控除するべきところ，当該期間の売上げについて正確に認定できる証拠がないことから，実行期間（平成２３年１１月１日ないし平成２４年６月４日の２１７日間）中の指定料１５９万９４４７円（審特Ａ２１のＮｏ．４）を日割計算することにより算定すると，控除するべき割戻金の額は，１３８万５６９６円（１５９万９４４７円÷２１７日×１８８日）となる。

また，前記(a)ⅱについては，平成２３年１２月２２日ないし同月３１日の期間（１０日間）及び平成２４年２月１７日から同年３月３１日の期間（４４日間）についての特別協力金を割戻金として控除するべきところ，実行期間中の特別協力金のうち課徴金の対象となった９９０５万５３０２円（審特Ａ２１のＮｏ．５の金額から審特Ａ２２のＮｏ．２の金額を控除した額）について，実行期間（２１７日間）から既に割戻金の控除がされている期間（平成２４年１月１日ないし同月３１日及び同年４月１日ないし同月３０日の６１日間）を除いた日数（１５６日間）で日割計算することにより算定すると，控除するべき割戻金の額は，３４２８万８３７４円（９９０５万５３０２円÷１５６日×５４日）となる。

以上によれば，被審人レンゴーが《事業者１１》に支払った割戻金のうち，合計３５６７万４０７０円を独占禁止法施行令第５条第１項第３号に基づき売上額から控除するべきである。

c 《事業者７》

被審人レンゴーは《事業者７》との覚書（審特Ａ１３）に基づく協力金の支払は売上額から控除すべき割戻金に該当すると主張する。

しかし，同覚書の作成日は平成２４年６月３０日であり，実行

期間の終期より後に作成されたものであるところ，前記ｂ(c)のとおり，独占禁止法施行令第５条第１項第３号所定の「割戻金の支払を行うべき旨が書面によって明らかな契約」があった場合とは，割戻しの対象となる商品の販売以前に，割戻しを定める書面での契約があった場合に限られることから，同覚書はこれに該当せず，同号により控除の対象となる割戻金には該当しない。

したがって，被審人レンゴーの上記主張は，採用することができない。

(ｲ) 被審人トーモク

ａ　後掲の各覚書によると，被審人トーモクは，実行期間中（平成２３年１２月１日ないし平成２４年６月４日）の段ボールケースの取引に関し，《事業者１１》との間で，次のとおり合意をし，覚書を作成したものと認められる。

(a) 被審人トーモクは，《事業者１１》に対し，特別協力金として，以下の対象期間内に《事業者１１》に納入する清涼飲料用段ボールケースにつき，１ケース当たり２．５円を支払う。

①平成２４年２月１０日付け覚書（審Ｃ共３１）
平成２３年５月１日ないし平成２４年１月３１日の期間

②平成２４年３月２３日付け覚書（審Ｃ共３２）
平成２４年２月１日ないし同年３月３１日の期間
平成２４年４月１日ないし同月３０日の期間

③平成２４年１０月１９日付け覚書（審Ｃ共３３）
平成２４年５月１日ないし同年９月３０日の期間

(b) 被審人トーモクは，《事業者１１》に対し，特別協力金として，対象期間内に《事業者１１》の製造委託先である《事業者Ｃ》及び《事業者Ｄ》に納入する段ボールケースにつき，１ケース当たり０．５円を支払う。

①平成２４年３月２３日付け覚書（審Ｃ共３４）
平成２３年５月１日ないし平成２４年４月３０日

②平成２５年３月１５日付け覚書（審Ｃ共３５）
平成２４年５月１日ないし平成２５年４月３０日の期間

b　前記ａの各合意は，被審人トーモクが，《事業者１１》に対し，特定ユーザー向け段ボールケースの引渡しの実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨の契約に該当する（なお，このうち，前記ａ(a)の取引について，被審人トーモクは，《事業者１１》が段ボールケースの仕入れ価格情報を委託先に不必要に共有されることを防ぐために行われていたものであり，被審人トーモクが同取引に基づき支払う特別協力金は数量リベートではなく，これに相当する部分は売上額の性質を有するものではないと主張するが，この特別協力金は，上記のとおり，飽くまで段ボールケースに係る売買契約とは別個の合意に基づき別途支払われるものであるから，これを代金の減額と同視することはできない。）。

そして，被審人トーモクの実行期間中，前記ａ(a)の特別協力金のうち，②の平成２４年４月１日ないし同月３０日の期間の売上げを対象とするものについては，第２２３号課徴金納付命令において課徴金の算定基礎となる売上額から控除されていることには争いがない。

c　他方，前記ａの各覚書のその余の対象期間については，いずれも，対象期間中，あるいは対象期間経過後に覚書が作成されているところ，前記(ｱ)ｂ(c)で説示したとおり，独占禁止法施行令第５条第１項第３号所定の「割戻金の支払を行うべき旨が書面によって明らかな契約」があった場合とは，割戻しの対象となる商品又は役務の販売以前に，割戻しを定める書面での契約があった場合に限られるのであり，事後に書面で定めた割戻金については控除されないが，割戻しの対象期間の途中で割戻契約に係る書面が作成された場合，作成日以後の販売との関係では同号所定の「書面によって明らかな契約」があったというべきである。

これに対し，被審人トーモクは，《事業者１１》との間の割戻金に関する合意は，長年自動更新されて継続しており，あらかじめ明らかであったと主張する。しかし，被審人トーモクがその証拠として提出する平成２２年４月１６日付け見積書（審Ｃ共２４の別紙９）は，平成２２年度の価格であり，本件実行期間に関す

るものではなく，平成２３年度も継続していることは第三者からみて明らかではないから，それにもかかわらず，同号を適用するのは，課徴金の算定基礎となる売上額から控除するべき割戻金について書面による契約に限定していることに反することになり，上記主張を採用することはできない。

そうすると，被審人トーモクの実行期間を対象期間とする合意のうち，既に控除されている期間を除き，前記ａ(a)については，②の覚書の作成日以降である，平成２４年３月２３日ないし同月３１日の期間について，前記ａ(b)については，①の覚書の作成日以降である同月２３日ないし同年４月３０日の期間について，同号の割戻金を支払うべき旨が「書面によって明らかな契約」に該当すると認められるが，その余の期間については，事後に書面が作成されているため，これに該当するとは認められない。

ｄ　以上によれば，前記ａ(a)のうち，平成２４年３月２３日ないし同月３１日の期間についての特別協力金２６２万７０７６円（審特Ｃ１５）及び前記ａ(b)のうち，同月２３日ないし同年４月３０日の期間についての特別協力金２１８万５００９円（審特Ｃ１５）の合計４８１万２０８５円を独占禁止法施行令第５条第１項第３号に基づき売上額から控除するべきである。

ウ　売上額

(ｱ) 被審人レンゴーの売上額

公正取引委員会は，被審人レンゴーから実行期間における特定ユーザー向け段ボールケースの売上額について提出された報告書（査特３）を基に，第２２２号課徴金納付命令において，独占禁止法施行令第５条第１項の規定に基づき算定される売上額を１３３億８０５２万３１３５円と認定した。この点，被審人レンゴーが上記認定に係る売上額から控除するべきと主張する金額のうち，前記イ(ｱ)の割戻金３５６７万４０７０円については理由があると認められる。そうすると，被審人レンゴーにつき，同項の規定に基づき算定される売上額は，１３３億４４８４万９０６５円と認められる。

(ｲ) 被審人トーモクの売上額

公正取引委員会は，被審人トーモクから実行期間における特定ユーザー向け段ボールケースの売上額について提出された報告書（査特４）を基に，第２２３号課徴金納付命令において，独占禁止法施行令第５条第１項の規定に基づき算定される売上額を７５億５０２１万２１５２円と認定した。この点，被審人トーモクが上記認定に係る売上額から控除するべきと主張する金額のうち，前記イ(ｲ)の割戻金４８１万２０８５円については理由があると認められる。そうすると，被審人トーモクにつき，同項の規定に基づき算定される売上額は，７５億４５４０万６７円と認められる。

(4) 結論

被審人らは，いずれも特定ユーザー向け段ボールケースの製造業を営んでいたものであって，独占禁止法第７条の２第１項の柱書所定の「小売業」及び「卸売業」には当たらないが，他方で，被審人らは，本件違反行為について，公正取引委員会の調査開始日（前記第３の７⑵の立入検査の日）である平成２４年９月１９日の１か月前には，当該違反行為をやめており，その実行期間が２年未満であるから，同条第６項の適用を受ける事業者に当たることになり，これらを踏まえると，被審人らに適用される課徴金の算定率は，それぞれ８パーセントとなる。以上によれば，被審人らが納付すべき課徴金の額は，同条第１項及び第６項の規定により，前記⑶の各売上額に，それぞれ上記の算定率８パーセントを乗じて得た額から，同条第２３項の規定により１万円未満の端数を切り捨てて算定すると，被審人レンゴーについて１０億６７５８万円となり，被審人トーモクについて６億３６３万円となる。したがって，被審人らに対する本件各課徴金納付命令は，上記各金額の納付を命じた限度で適法であり，それを超えて課徴金の納付を命じた部分は違法である。

第７　法令の適用

以上によれば，被審人らの本件排除措置命令の取消しを求める審判請求は，いずれも理由がなく，本件各課徴金納付命令の取消しを求める審判請求は，被審人レンゴーにつき，１０億６７５８万円を超えて課徴金の納付を命じた部分，被審人トーモクにつき，６億３６３万円を超えて課徴金の納付を命じた部分の取消しを求める限度で理由があり，その余はいずれも

理由がないから，独占禁止法第６６条第３項及び第２項の規定により，主文のとおり審決することが相当である。

令和２年８月２１日

公正取引委員会事務総局

審判長審判官　井　出　弘　隆

審判官　宮　本　信　彦

審判官前田早紀子は転官のため署名押印できない。

審判長審判官　井　出　弘　隆

番号	用語	定義
１	段ボール原紙	段ボールシートの製造に用いる板紙。ライナと中しんがある。
２	段ボールシート	波形に成形した中しんの，片面又は両面にライナを貼ったもの
３	段ボールケース	段ボールシートを加工して箱型に組み立て可能にしたもの
４	特定ユーザー向け段ボールケース	別表の「交渉窓口会社」欄記載の事業者との間で取り決められた販売価格等の取引条件に基づき，別表の「特定ユーザー」欄記載の事業者に販売される外装用段ボール（日本工業規格「Ｚ　１５１６：２００３」）で作った段ボールケース
５	特定段ボールシート	購入価格等の取引条件の交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボール（日本工業規格「Ｚ　１５１６：２００３」）である段ボールシートのうち，当該需要者の東日本地区に所在する交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき当該需要者に販売されるもの
６	特定段ボールケース	購入価格等の取引条件の交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボール（日本工業規格「Ｚ　１５１６：２００３」）で作った段ボールケースのうち，当該需要者の東日本地区に所在する交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき当該需要者に販売されるもの
７	東日本地区	北海道，青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県，茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県及び静岡県
８	一般原紙	段ボール原紙のうち，支給原紙又は指定原紙

番号	用語	定義
		でないもの
9	支給原紙	段ボール原紙のうち，交渉窓口会社が決定した価格で，広域ユーザーから段ボールケースの製造業者に有償支給されるもの
１０	指定原紙	段ボール原紙のうち，交渉窓口会社が購入先及び購入価格を指定し，段ボールケースの製造業者が指定された購入先から指定された価格で購入するもの
１１	一般原紙取引	一般原紙を用いて製造した段ボールケースに係る取引
１２	支給原紙取引	支給原紙を用いて製造した段ボールケースに係る取引
１３	指定原紙取引	指定原紙を用いて製造した段ボールケースに係る取引

別表

番号	特定ユーザー		交渉窓口会社	
	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地
1	アサヒビール株式会社	東京都墨田区	アサヒビール株式会社	東京都墨田区
2	アサヒ飲料株式会社	東京都墨田区	アサヒ飲料株式会社	東京都墨田区
3	サントリー酒類株式会社	東京都港区	サントリービジネスエキスパート株式会社	東京都港区
4	サントリー食品インターナショナル株式会社	東京都港区		
5	サントリーフラワーズ株式会社	東京都港区		
6	サントリーウエルネス株式会社	東京都港区		
7	サントリーワインインターナショナル株式会社	東京都港区		
8	高梨乳業株式会社	横浜市		
9	麒麟麦酒株式会社	東京都中央区	キリングループオフィス株式会社（注２）	東京都中央区
１０	キリンビバレッジ株式会社	東京都千代田区		
１１	メルシャン株式会社	東京都中央区		
１２	サッポロビール株式会社	東京都渋谷区	サッポロビール株式会社	東京都渋谷区
１３	株式会社ポッカコーポレーション（注３）	名古屋市	株式会社ポッカコーポレーション	名古屋市
１４	サッポロ飲料株式会社（注３）	東京都渋谷区	サッポロ飲料株式会社	東京都渋谷区
１５	コカ･コーラビジネスサービス株式会社	東京都港区	コカ･コーラビジネスサービス株式会社	東京都港区

番号	特定ユーザー		交渉窓口会社	
	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地
１６	株式会社ロッテ	東京都新宿区	株式会社ロッテ	東京都新宿区
１７	株式会社明治	東京都江東区	株式会社明治	東京都江東区
１８	味の素株式会社	東京都中央区	味の素株式会社	東京都中央区
１９	株式会社伊藤園	東京都渋谷区	株式会社伊藤園	東京都渋谷区
２０	花王株式会社	東京都中央区	花王株式会社	東京都中央区
２１	森永乳業株式会社	東京都港区	森永乳業株式会社	東京都港区
２２	株式会社Ｊ－オイルミルズ	東京都中央区	株式会社Ｊ－オイルミルズ	東京都中央区
２３	東洋水産株式会社	東京都港区	東洋水産株式会社	東京都港区
２４	ライオン株式会社	東京都墨田区	ライオン株式会社	東京都墨田区
２５	ライオンケミカル株式会社	東京都墨田区		
２６	ライオンパッケージング株式会社	千葉県市原市		
２７	日本たばこ産業株式会社	東京都港区	ジェイティ飲料株式会社	東京都品川区
			日本たばこ産業株式会社	東京都港区
２８	株式会社ヤクルト本社	東京都港区	株式会社ヤクルト本社	東京都港区
２９	東邦商事株式会社	大阪市	東邦商事株式会社	大阪市
３０	株式会社不二家	東京都文京区	株式会社不二家	東京都文京区

番号	特定ユーザー		交渉窓口会社	
	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地
３１	サンヨー食品株式会社	東京都港区	サンヨー食品株式会社	東京都港区
３２	株式会社マルハニチロ食品（注４）	東京都江東区	株式会社マルハニチロ食品	東京都江東区
３３	旭化成ケミカルズ株式会社	東京都千代田区	旭化成ケミカルズ株式会社	東京都千代田区
３４	旭化成パックス株式会社	東京都千代田区		
３５	森永製菓株式会社	東京都港区	森永製菓株式会社	東京都港区
３６	森永甲府フーズ株式会社	甲府市		
３７	森永エンゼルデザート株式会社	神奈川県大和市		
３８	森永デザート株式会社	佐賀県鳥栖市		
３９	高崎森永株式会社	群馬県高崎市		
４０	ダノンジャパン株式会社	東京都目黒区	ダノンジャパン株式会社	東京都目黒区
４１	キッコーマン食品株式会社	千葉県野田市	キッコーマンビジネスサービス株式会社	千葉県野田市
４２	平成食品工業株式会社	千葉県野田市		
４３	流山キッコーマン株式会社	千葉県流山市		
４４	江戸川食品株式会社	千葉県野田市		
４５	ヒゲタ醤油株式会社	東京都中央区		
４６	宝醤油株式会社	東京都中央区		

番号	特定ユーザー		交渉窓口会社	
	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地
４７	キッコーマンソイフーズ株式会社	東京都中央区		
４８	日本デルモンテ株式会社	群馬県沼田市		
４９	北海道キッコーマン株式会社	北海道千歳市		
５０	日清製粉株式会社	東京都千代田区	日清製粉株式会社	東京都千代田区
５１	日清フーズ株式会社	東京都千代田区	日清フーズ株式会社	東京都千代田区
５２	理研ビタミン株式会社	東京都千代田区	理研ビタミン株式会社	東京都千代田区
５３	理研食品株式会社	東京都千代田区		
５４	伊藤ハム株式会社	神戸市	伊藤ハム株式会社	神戸市
５５	伊藤ハムデイリー株式会社	宮城県栗原市		
５６	伊藤ハムウエスト株式会社	佐賀県三養基郡基山町		
５７	日清オイリオグループ株式会社	東京都中央区	日清オイリオグループ株式会社	東京都中央区
５８	昭和産業株式会社	東京都千代田区	昭和産業株式会社	東京都千代田区
５９	ヤマザキ・ナビスコ株式会社	東京都新宿区	ヤマザキ・ナビスコ株式会社	東京都新宿区
６０	ユニリーバ・ジャパン株式会社	東京都目黒区	ユニリーバ・ジャパン・サービス株式会社	東京都目黒区
６１	東洋ビューティ株式会社	大阪市		
６２	テーブルマーク株式会社	東京都中央区	テーブルマーク株式会社	東京都中央区

<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">特定ユーザー</th><th colspan="2">交渉窓口会社</th></tr>
<tr><th>事業者名</th><th>本店の所在地</th><th>事業者名</th><th>本店の所在地</th></tr>
<tr><td>６３</td><td>株式会社クレスコ</td><td>東京都北区</td><td>株式会社クレスコ</td><td>東京都北区</td></tr>
<tr><td>６４</td><td>雪印メグミルク株式会社</td><td>札幌市</td><td rowspan="3">雪印メグミルク株式会社</td><td rowspan="3">札幌市</td></tr>
<tr><td>６５</td><td>ビーンスターク・スノー株式会社</td><td>札幌市</td></tr>
<tr><td>６６</td><td>甲南油脂株式会社</td><td>神戸市</td></tr>
<tr><td>６７</td><td>シマダヤ株式会社</td><td>東京都渋谷区</td><td>シマダヤ株式会社</td><td>東京都渋谷区</td></tr>
</table>

（注１）平成２３年１０月３１日時点の「事業者名」及び「本店の所在地」を記載している。

（注２）平成２５年１月に，キリン株式会社に商号変更。

（注３）平成２５年１月に，ポッカサッポロフード＆ビバレッジ株式会社に吸収合併。

（注４）平成２６年４月に，マルハニチロ株式会社に吸収合併。

添付省略

開催日	証　拠
平成23年11月10日	査134（7～16頁，添付資料8枚目），査184（1～7頁），査238（3～14頁，添付資料），査268（31～45頁，添付資料8，9枚目）
平成23年11月21日	査134（7～16頁，添付資料9枚目），査184（7～9頁），査238（3～14頁，添付資料），査268（45～63頁，添付資料10，11枚目）
平成23年12月1日	査134（7～16頁，添付資料10枚目），査184（9～10頁），査268（63～74頁，添付資料12～14枚目）
平成23年12月7日	査134（7～16頁，添付資料11枚目），査184（10～12頁），査268（74～84頁，添付資料15，16枚目）
平成23年12月16日	査134（7～16頁，添付資料12枚目），査184（10～12頁）
平成23年12月22日	査134（7～16頁，添付資料13枚目），査184（10～12頁），査268（84～97頁，添付資料17～20枚目）
平成24年1月19日	査134（7～16頁，添付資料14枚目），査184（12～13頁），査268（97～112頁，添付資料21～25枚目）
平成24年1月27日	査134（7～16頁，添付資料15枚目），査268（112～121頁，添付資料26～28枚目）
平成24年2月6日	査134（7～16頁，添付資料16枚目），査184（13～15頁），査268（122～127頁，添付資料29，30枚目）
平成24年2月15日	査134（7～16頁，添付資料17枚目），査184（13～15頁）
平成24年2月24日	査134（7～16頁，添付資料18枚目），査184（13～15頁）
平成24年3月1日	査134（7～16頁，添付資料19枚目），査184（13～15頁）
平成24年3月8日	査134（7～16頁，添付資料20枚目），査184（13～15頁）
平成24年3月19日	査134（7～16頁，添付資料21枚目），査184（13～15頁）
平成24年3月29日	査134（7～16頁，添付資料22枚目），査184（13～15頁），査189（8～9頁）
平成24年4月10日	査134（7～16頁，添付資料23枚目），査184（15頁）
平成24年5月17日	査134（7～16頁，添付資料24枚目），査189（10頁）

１０月３１日５社会で被審人レンゴーの《Ａ１》が記載した略称と，それにより確定された交渉窓口会社４０社及び特定ユーザー６７社

番号	略称	交渉窓口会社	特定ユーザー	証拠
1	「アサヒ」	アサヒビール株式会社	アサヒビール株式会社	査１３２（４頁），査１９２（７頁），査２３４（４～５頁），査２７４（６～７頁），査３０６（７～８頁）
		アサヒ飲料株式会社	アサヒ飲料株式会社	
2	「サントリー」	サントリービジネスエキスパート株式会社	サントリー酒類株式会社	査１４２（７頁），査２３４（５頁），査２６８（９頁，３２頁），査２７４（７頁），査６１８（５枚目，１１～１３枚目），査第６１９（５枚目，１１～１２枚目）
			サントリー食品インターナショナル株式会社	
			サントリーフラワーズ株式会社	
			サントリーウエルネス株式会社	
			サントリーワインインターナショナル株式会社	
			高梨乳業株式会社	
3	「キリン」	キリングループオフィス株式会社	麒麟麦酒株式会社	査１３７（８頁），査１９２（７頁），査２３８（５頁），査２６８（３２頁，添付資料８枚目），査３０６（６～７頁），査６２０（５枚目，１１～１２枚目）
			キリンビバレッジ株式会社	
			メルシャン株式会社	
4	「サッポロ」	サッポロビール株式会社	サッポロビール株式会社	査１３７（８頁），査１４０（１３頁），査１７５（６頁），査２１３（２～１１頁），査２３８（５頁），査２６８（３２頁），査３０７（２頁，４頁）
		株式会社ポッカコーポレーション	株式会社ポッカコーポレーション	
		サッポロ飲料株式会社	サッポロ飲料株式会社	
5	「コーラ」	コカ･コーラビジネスサービス株式会社	コカ･コーラビジネスサービス株式会社	査１４１（７頁，添付資料１枚目），査１９１，査２３８（５頁，添付資料），査２６８（３２頁，添付資料８枚目）
6	「ロッテ」	株式会社ロッテ	株式会社ロッテ	査１３２（５頁），査２２３（１～３頁），査２６８（３２頁，添付資料８枚目），査２９３（２～１０頁），査３２０（２～４頁）
7	「明治製菓」	株式会社明治	株式会社明治	査１４７（６～８頁），査２１４（１～４頁），査２６８（３２～３３頁，添付資料８枚目）
8	「明治乳業」			
9	「味の素」	味の素株式会社	味の素株式会社	査２６８（３３頁，添付資料８枚目）
10	「伊藤園」	株式会社伊藤園	株式会社伊藤園	査２６８（３３頁，添付資料８枚目）
11	「花王」	花王株式会社	花王株式会社	査２６８（３３頁，添付資料８枚目），査３１５（２～３頁）
12	「森永乳業」	森永乳業株式会社	森永乳業株式会社	査２６８（３３頁，添付資料８枚目）
13	「Ｊ－オイル」	株式会社Ｊ－オイルミルズ	株式会社Ｊ－オイルミルズ	査２６８（３３頁，添付資料８枚目），査３０９（１～３頁）
14	「東水」	東洋水産株式会社	東洋水産株式会社	査１３２（５頁），査２６８（３３頁，添付資料８枚目）
15	「ライオン」	ライオン株式会社	ライオン株式会社	査２６８（３３頁，添付資料８枚目），査６３２（５～６枚目，１１～１２枚目）
			ライオンケミカル株式会社	
			ライオンパッケージング株式会社	
16	「ＪＴ飲料」	ジェイティ飲料株式会社	日本たばこ産業株式会社	査２６８（３３～３４頁，添付資料８～９枚目），査６３３号証（５枚目，１１～１２枚目），査６３４（５～６枚目，１５枚目，１９枚目，２３枚目，２７枚目）
17	「ＪＴ（たばこ）」	日本たばこ産業株式会社		
18	「ヤクルト」	株式会社ヤクルト本社	株式会社ヤクルト本社	査１４２（８頁），査２６８（３３頁，添付資料８枚目），査２７４号証（７～８頁，添付資料１枚目），査６３６号証（４枚目）
		東邦商事株式会社	東邦商事株式会社	
19	「不二家」	株式会社不二家	株式会社不二家	査１８６（１～４頁），査２６８（３３頁，添付資料８枚目）
20	「サンヨー食品」	サンヨー食品株式会社	サンヨー食品株式会社	査２６８（３３頁，添付資料８枚目）

21	「マルハニチロ」	株式会社マルハニチロ食品	株式会社マルハニチロ食品	査２６８（３３頁，添付資料８枚目）
22	「旭化成」	旭化成ケミカルズ株式会社	旭化成ケミカルズ株式会社	査１４０（１２頁），査２６８（３３～３４頁，添付資料８枚目），査６４０（５～６枚目，１９～２０枚目）
			旭化成パックス株式会社	
23	「森永製菓」	森永製菓株式会社	森永製菓株式会社	査２６８（３４頁，添付資料８枚目），査６４１（５～６枚目，１１～１２枚目）
			森永甲府フーズ株式会社	
			森永エンゼルデザート株式会社	
			森永デザート株式会社	
			高崎森永株式会社	
24	「ダノン」	ダノンジャパン株式会社	ダノンジャパン株式会社	査２６８（３４頁，添付資料９枚目），査３１２（１～３頁）
25	「キッコーマン」	キッコーマンビジネスサービス株式会社	キッコーマン食品株式会社	査２６８（３４頁，添付資料９枚目），査２８９（２～４頁），査６４３（５枚目，１１～１３枚目）
			平成食品工業株式会社	
			流山キッコーマン株式会社	
			江戸川食品株式会社	
			ヒゲタ醤油株式会社	
			宝醤油株式会社	
			キッコーマンソイフーズ株式会社	
			日本デルモンテ株式会社	
			北海道キッコーマン株式会社	
26	「日清フーズ」	日清製粉株式会社	日清製粉株式会社	査２６８（３４頁，添付資料９枚目）
		日清フーズ株式会社	日清フーズ株式会社	
27	「理研」	理研ビタミン株式会社	理研ビタミン株式会社	査１４５（９頁），査２６８（３４頁，添付資料９枚目），査６４６（５～６枚目，２４～２５枚目），査６５８（２～４頁）
			理研食品株式会社	
28	「伊藤ハム」	伊藤ハム株式会社	伊藤ハム株式会社	査１９４（２頁），査２６８（３４頁，添付資料９頁），査６４７（４～５枚目，１３～１４枚目）
			伊藤ハムデイリー株式会社	
			伊藤ハムウエスト株式会社	
29	「オイリオ」	日清オイリオグループ株式会社	日清オイリオグループ株式会社	査２３８（３～４頁，添付資料），査２６８（３４頁，添付資料９枚目），査６１２（１０頁）
30	「昭和産業」	昭和産業株式会社	昭和産業株式会社	査２６８（３４頁，添付資料９枚目），査６１２（１０頁）
31	「ナビスコ」	ヤマザキ・ナビスコ株式会社	ヤマザキ・ナビスコ株式会社	査２３８（３～４頁，６～７頁，添付資料），査２６８（３４頁，添付資料９枚目）
32	「リーバ」	ユニリーバ･ジャパン･サービス株式会社	ユニリーバ･ジャパン株式会社	査２６８（３４～３５頁，添付資料９枚目），査６５１（１２枚目）
			東洋ビューティ株式会社	
33	「テーブルマーク」	テーブルマーク株式会社	テーブルマーク株式会社	査２６８（３５頁，添付資料９枚目）
34	「雪印」	株式会社クレスコ	株式会社クレスコ	査１４２（７～８頁），査１９２（７～８頁），査２３４（５～６頁，添付資料），査２３８（６頁，添付資料），査２６８（３５頁，添付資料），査６５４（１２枚目）
		雪印メグミルク株式会社	雪印メグミルク株式会社	
			ビーンスターク・スノー株式会社	
			甲南油脂株式会社	
35	「シマダヤ」	シマダヤ株式会社	シマダヤ株式会社	査２６８（３５頁，添付資料９枚目）

添付省略

（別　紙）

特定ユーザー（交渉窓口会社）	担当営業部	値上げ要請文書の交付日	値上げ要請文書に記載の値上げ実施予定日	値上計画集計表に記載の実施期日	期替わり	値上げ実施日	初回引渡日
《事業者１０》	営業第一部	平成２３年１２月７日	平成２４年１月１日	平成２４年１月１日	平成２４年４月１日	平成２４年５月１日	平成２４年５月１日
《事業者４》	営業第一部	平成２３年１１月３０日	平成２３年１２月１日	平成２４年１月１日	平成２４年４月１日	平成２４年４月１日	平成２４年４月２日
《事業者１７》	営業第一部	平成２３年１２月２日	平成２４年１月１日	平成２４年１月１日	平成２４年４月１日	平成２４年４月１日	平成２４年４月２日
《事業者１１》	営業第二部	平成２３年１１月１７日	平成２４年１月１日	平成２４年２月１日	平成２４年５月１日	平成２４年５月１日	平成２４年５月１日
《事業者１８》	営業第二部	平成２３年１１月２６日	平成２３年１２月１日	平成２４年１月１日	平成２４年１月１日	平成２４年１月１５日	平成２４年１月１６日
《事業者１５》	営業第二部	平成２３年１１月１４日	平成２３年１２月１日	平成２４年１月１日	平成２４年４月１日	平成２４年４月１日	平成２４年４月２日
《事業者５》	営業第二部[1]	平成２３年１１月２５日	平成２３年１２月１日	平成２４年１月１日	平成２４年４月１日	平成２４年５月１日	平成２４年５月１日

[1]　一部取引については、開発営業部が担当。

特定ユーザー（交渉窓口会社）	担当営業部	値上げ要請文書の交付日	値上げ要請文書に記載の値上げ実施予定日	値上計画集計表に記載の実施期日	期替わり	値上げ実施日	初回引渡日
《事業者３》	営業第四部	平成２３年 １２月１６日	平成２４年 １月１日	平成２４年 ２月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月１日
《事業者１９》	営業第四部	平成２３年 １２月１２日	平成２４年 １月１日	平成２４年 ２月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ５月１日	平成２４年 ５月１日
《事業者２０》	営業第四部	平成２３年 １２月２７日	平成２４年 １月１日	平成２４年 ２月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ５月１日	平成２４年 ５月１日
《事業者２》	関西営業部	平成２３年 １１月２４日	平成２３年 １２月１日	平成２４年 １月１日	平成２４年 ４月１日[2]	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月２日
《事業者７》	営業第一部	提出なし		平成２４年 １月１日	平成２４年 １月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月２日
《事業者９》	営業第一部	提出なし		平成２４年 １月１日	平成２４年 １月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月７日
《事業者２１》	（旧《事業者２１－１》に対して） 営業第一部 （旧《事業者２１	（旧《事業者２１－１》に対して） 提出なし （旧《事業者２１－２》に対して）		平成２４年 １月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月２日

[2] 《事業者１》 のもの。

特定ユーザー（交渉窓口会社）	担当営業部	値上げ要請文書の交付日	値上げ要請文書に記載の値上げ実施予定日	値上計画集計表に記載の実施期日	期替わり	値上げ実施日	初回引渡日
	－2》に対して） 営業第三部	平成２３年 １２月１２日					
《事業者２２》	営業第一部	提出なし		平成２４年 １月１日	平成２４年 １月１日	平成２４年 ２月１日	平成２４年 ２月１日
《事業者２３》	営業第一部	提出なし （コスト構成説明資料は平成２３年１２月２６日に提出）		平成２４年 １月１日	平成２４年 １月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月２日
《事業者２４》	営業第一部	提出なし		平成２４年 １月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ８月１日	—
《事業者２５》	営業第一部	提出なし		平成２４年 １月１日	平成２４年 １月１日	平成２４年 １月１日	平成２４年 １月４日
《事業者２６》	営業第一部	提出なし		平成２４年 １月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月２日
《事業者２７》	営業第二部[3]	提出なし		平成２４年 １月１日	平成２４年 １月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月２日

3　ただし、《事業者２８》との取引については、営業第一部が担当。

特定ユーザー（交渉窓口会社）	担当営業部	値上げ要請文書の交付日	値上げ要請文書に記載の値上げ実施予定日	値上計画集計表に記載の実施期日	期替わり	値上げ実施日	初回引渡日
《事業者２９》	営業第二部	提出なし		平成２４年 １月１日	平成２４年 ４月１日	未達	—
《事業者３０》	営業第二部	提出なし		平成２４年 １月１日 平成２４年 ２月１日 （納入先工場により違いあり）	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月２日
《事業者３１》	営業第三部	平成２３年 １１月２９日	記載なし	平成２４年 １月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ５月１日	平成２４年 ５月１日
《事業者３２》	営業第三部	平成２３年 １１月２５日	記載なし	平成２４年 １月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ５月１日	平成２４年 ５月８日
《事業者１２》	営業第三部	平成２３年 １１月１７日	記載なし	平成２４年 ２月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ５月１日	平成２４年 ５月７日
《事業者３３》	営業第三部	提出なし		平成２４年 １月１日	平成２４年 １月１日	未達	—

特定ユーザー（交渉窓口会社）	担当営業部	値上げ要請文書の交付日	値上げ要請文書に記載の値上げ実施予定日	値上計画集計表に記載の実施期日	期替わり	値上げ実施日	初回引渡日
《事業者３４》	営業第三部	提出なし		平成２４年１月１日	平成２４年４月１日	平成２４年５月１日	平成２４年５月７日
《事業者３５》	営業第四部	提出なし		平成２４年１月１日	平成２４年４月１日	平成２４年５月１日	平成２４年５月７日
《事業者１６》	営業第四部	提出なし		平成２４年１月１日	平成２４年４月１日	平成２４年２月１日	平成２４年２月１日
《事業者３６》	営業第四部	提出なし		平成２４年１月１日	平成２４年１月１日	平成２４年１月１日	平成２４年１月４日
《事業者３７》	営業第四部	提出なし		平成２４年１月１日	平成２４年１月１日	平成２４年１月１日	平成２４年１月４日
《事業者３８》	営業第四部	提出なし[4]		平成２４年２月２１日	平成２４年４月１日	平成２４年５月２１日	平成２４年５月２１日

[4] 被審人トーモクは、《事業者３８》に対し、平成２４年５月１１日付けで、値上げ実施時期を平成２４年５月２１日納入分からとする「段ボール価格改定のお願い」と題する文書（審特Ｃ第６号証別紙２）を交付しておりますが、当該文書は《事業者３８》との値上げ交渉の妥結後、交渉結果を書面で確認する趣旨で交付されたものであり、他の特定ユーザーに対して交付された値上げ要請文書とは明らかに性質を異にするため、ここでは「提出なし」と整理しております。

特定ユーザー（交渉窓口会社）	担当営業部	値上げ要請文書の交付日	値上げ要請文書に記載の値上げ実施予定日	値上計画集計表に記載の実施期日	期替わり	値上げ実施日	初回引渡日
《事業者８》	小牧工場	提出なし			平成２４年 １月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月２日
《事業者１４》	岩槻工場	提出なし			平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月２日
《事業者３９》	開発営業部	提出なし		平成２４年 １月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月１日	平成２４年 ４月２０日

以　上

特定ユーザーに係る小部会の開催状況等

（注１）　「特定ユーザー」欄及び「交渉窓口会社」欄には，平成 23 年 10 月 1 日時点の事業者名を記載している。

（注２）　「小部会の出席者」欄の「●」は小部会の幹事，「○」は小部会の出席者，「ー」は小部会に出席していないことを表している。

（注３）　「妥結した引上げ幅」欄の「×」は，値上げ交渉をしたが最終的に妥結できなかったことを表している。

（注４）　平成 25 年 1 月に，キリン株式会社に商号変更。

（注５）　平成 25 年 1 月に，ポッカサッポロフード＆ビバレッジ株式会社に吸収合併。

（注６）　平成 26 年 4 月に，マルハニチロ株式会社に吸収合併。

番号	特定ユーザー及び交渉窓口会社		小部会の出席者（注 2）						小部会等の開催状況	小部会等で決定された販売価格又は加工賃の引上げ幅	妥結した引上げ幅（注 3）	証　拠
	特定ユーザー（注 1）	交渉窓口会社（注 1）	被審人レンゴー	被審人トーモク	王子コンテナー	森紙業	日本トーカンパッケージ	その他				
1	アサヒビール株式会社	アサヒビール株式会社	[redacted]						平成 23 年 11 月上旬 平成 23 年 12 月 2 日 平成 23 年 12 月 12 日 平成 24 年 1 月 16 日	[redacted]		査 219（3～10 頁） 査 273（3～14 頁） 査 321（4～6 頁） 査 147（10～12 頁） 査 263（5～7 頁）
2	アサヒ飲料株式会社	アサヒ飲料株式会社							平成 23 年 11 月上旬 平成 23 年 12 月 2 日 平成 23 年 12 月 12 日 平成 24 年 1 月 16 日			査 219（3～10 頁） 査 273（3～14 頁） 査 321（4～6 頁） 査 147（10～12 頁） 査 263（5～7 頁）
3	サントリー酒類株式会社	サントリービジネスエキスパート株式会社							平成 23 年 11 月頃			査 269（4～11 頁） 査 215（3～7 頁） 査 313（3～6 頁）
4	サントリー食品インターナショナル株式会社											
5	サントリーフラワーズ株式会社											
6	サントリーウエルネス株式会社								平成 23 年 12 月 20 日 平成 24 年 2 月 27 日			
7	サントリーワインインターナショナル株式会社								平成 24 年 3 月 5 日			
8	高梨乳業株式会社								平成 24 年 3 月 22 日			
9	麒麟麦酒株式会社	キリングループオフィス株式会社（注 4）							平成 23 年 11 月 16 日			査 226（3～11 頁） 査 310（4～9 頁） 査 295（3～8 頁）
10	キリンビバレッジ株式会社											
11	メルシャン株式会社								平成 23 年 11 月後半 平成 23 年 12 月中旬 平成 23 年 12 月 27 日			
12	サッポロビール株式会社	サッポロビール株式会社							平成 23 年 11 月 10 日 平成 23 年 11 月 24 日 平成 23 年 12 月 6 日 平成 24 年 3 月 9 日			査 213（4～11 頁） 査 307（4～8 頁）

番号	特定ユーザー及び交渉窓口会社		小部会の出席者（注 2）						小部会等の開催状況	小部会等で決定された販売価格又は加工賃の引上げ幅	妥結した引上げ幅（注 3）	証　　拠
	特定ユーザー（注 1）	交渉窓口会社（注 1）	被審人レンゴー	被審人トーモク	王子コンテナー	森紙業	日本トーカンパッケージ	その他				
			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 24 年 3 月 19 日	[redacted]	[redacted]	
13	株式会社ポッカコーポレーション（注 5）	株式会社ポッカコーポレーション	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月 10 日 平成 23 年 11 月 24 日 平成 23 年 12 月 6 日 平成 24 年 3 月 9 日 平成 24 年 3 月 19 日	[redacted]	[redacted]	査 213（4～11 頁） 査 307（4～8 頁）
14	サッポロ飲料株式会社（注 5）	サッポロ飲料株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月 10 日 平成 23 年 11 月 24 日 平成 23 年 12 月 6 日 平成 24 年 3 月 9 日 平成 24 年 3 月 19 日	[redacted]	[redacted]	査 213（4～11 頁） 査 307（4～8 頁）
15	コカ・コーラビジネスサービス株式会社	コカ・コーラビジネスサービス株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月 8 日 平成 23 年 12 月 8 日 平成 23 年 12 月 21 日 平成 24 年 3 月下旬頃 平成 24 年 4 月初旬	[redacted]	[redacted]	査 191（3～10 頁） 査 270（5～13 頁） 査 316（5～11 頁）
16	株式会社ロッテ	株式会社ロッテ	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月 1 日 平成 23 年 11 月 15 日 平成 23 年 12 月 2 日 平成 23 年 12 月 21 日 平成 24 年 1 月 11 日 平成 24 年 2 月 21 日 平成 24 年 4 月 2 日	[redacted]	[redacted]	査 223（2～9 頁） 査 293（3～10 頁） 査 320（3～9 頁）
17	株式会社明治	株式会社明治	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月 7 日 平成 24 年 2 月 1 日 平成 24 年 2 月 13 日 平成 24 年 2 月 28 日	[redacted]	[redacted]	査 214（3～12 頁） 査 294（3～7 頁） 査 308（2～7 頁） 査 147（6～8 頁）
18	味の素株式会社	味の素株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月 1 日 平成 23 年 11 月中旬 平成 23 年 12 月中旬 平成 24 年 2 月下旬 平成 24 年 3 月初旬	[redacted]	[redacted]	査 314（3～11 頁） 査 228（2～11 頁） 査 147（8～10 頁） 査 264（11～14 頁）

番号	特定ユーザー及び交渉窓口会社		小部会の出席者（注 2）						小部会等の開催状況	小部会等で決定された販売価格又は加工賃の引上げ幅	妥結した引上げ幅（注 3）	証　　拠
	特定ユーザー（注 1）	交渉窓口会社（注 1）	被審人レンゴー	被審人トーモク	王子コンテナー	森紙業	日本トーカンパッケージ	その他				
			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 24 年 4 月中旬	[redacted]	[redacted]	
19	株式会社伊藤園	株式会社伊藤園	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 10 月 31 日 平成 23 年 11 月 24 日 平成 24 年 1 月頃 平成 24 年 4 月 10 日	[redacted]	[redacted]	査 292（3～9 頁）
20	花王株式会社	花王株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月 9 日 平成 23 年 11 月下旬 平成 23 年 12 月下旬 平成 24 年 2 月下旬 平成 24 年 3 月 8 日 平成 24 年 3 月下旬 平成 24 年 4 月 12 日	[redacted]	[redacted]	査 315（3～10 頁） 査 216（2～13 頁） 査 147（14～15 頁）
21	森永乳業株式会社	森永乳業株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 10 月 27 日 平成 23 年 11 月 21 日 平成 24 年 2 月 13 日 平成 24 年 4 月 10 日 平成 24 年 5 月中旬	[redacted]	[redacted]	査 217（4～9 頁） 査 287（3～7 頁）
22	株式会社Ｊ－オイルミルズ	株式会社Ｊ－オイルミルズ	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月 8 日 平成 24 年 2 月 平成 24 年 3 月上旬 平成 24 年 3 月下旬	[redacted]	[redacted]	査 220（3～10 頁） 査 176（7～8 頁） 査 309（3～6 頁）
23	東洋水産株式会社	東洋水産株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月 8 日 平成 24 年 1 月上旬 平成 24 年 1 月末から 2 月末 平成 24 年 3 月 15 日 平成 24 年 4 月 18 日	[redacted]	[redacted]	査 188（2～10 頁）
24	ライオン株式会社	ライオン株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月 21 日	[redacted]	[redacted]	査 224（2～8 頁） 査 147（4～6 頁）
25	ライオンケミカル株式会社								平成 23 年 12 月中旬			
26	ライオンパッケージング株式会社								平成 24 年 3 月 19 日			
27	日本たばこ産業株式会社	ジェイティ飲料株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月 11 日 平成 23 年 11 月 30 日	[redacted]	[redacted]	査 272（4～11 頁） 査 227（2～7 頁）

番号	特定ユーザー及び交渉窓口会社		小部会の出席者（注 2）						小部会等の開催状況	小部会等で決定された販売価格又は加工賃の引上げ幅	妥結した引上げ幅（注 3）	証　　拠
	特定ユーザー（注 1）	交渉窓口会社（注 1）	被審人レンゴー	被審人トーモク	王子コンテナー	森紙業	日本トーカンパッケージ	その他				
			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 24 年 1 月 11 日	[redacted]	[redacted]	
			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 24 年 1 月 16 日	[redacted]	[redacted]	
		日本たばこ産業株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月中旬～12 月	[redacted]	[redacted]	査 222（2～7 頁） 査 319（3～9 頁）
			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 24 年 1 月	[redacted]	[redacted]	
			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 24 年 2 月頃	[redacted]	[redacted]	
28	株式会社ヤクルト本社	株式会社ヤクルト本社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月 8 日	[redacted]	[redacted]	査 221（4～7 頁） 査 288（4～8 頁） 査 274（7～8 頁）
29	東邦商事株式会社	東邦商事株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 24 年 2 月 9 日	[redacted]	[redacted]	
30	株式会社不二家	株式会社不二家	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 10 月 28 日	[redacted]	[redacted]	査 186（4～8 頁）
			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月以降電話連絡	[redacted]	[redacted]	
31	サンヨー食品株式会社	サンヨー食品株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月頃(電話連絡)	[redacted]	[redacted]	査 263（7 頁）
32	株式会社マルハニチロ食品（注 6）	株式会社マルハニチロ食品	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 12 月 2 日	[redacted]	[redacted]	査 187（10～16 頁）
			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 24 年 3 月 28 日	[redacted]	[redacted]	
			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 24 年 4 月 18 日	[redacted]	[redacted]	
33	旭化成ケミカルズ株式会社	旭化成ケミカルズ株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 10 月中旬～11 月上旬	[redacted]	[redacted]	査 268（42，添付資料 8 枚目）
34	旭化成パックス株式会社		[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	[redacted]	
35	森永製菓株式会社	森永製菓株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月 21 日	[redacted]	[redacted]	査 217（9～14 頁）
36	森永甲府フーズ株式会社		[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	[redacted]	
37	森永エンゼルデザート株式会社		[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 12 月 28 日	[redacted]	[redacted]	
38	森永デザート株式会社		[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 24 年 2 月 23 日	[redacted]	[redacted]	
39	高崎森永株式会社		[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 24 年 3 月 6 日	[redacted]	[redacted]	
40	ダノンジャパン株式会社	ダノンジャパン株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 10 月初旬(電話連絡)	[redacted]	[redacted]	査 312（3～8 頁）
			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月中旬	[redacted]	[redacted]	
41	キッコーマン食品株式会社	キッコーマンビジネスサー	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 10 月 24 日	[redacted]	[redacted]	査 289（4～10 頁）

番号	特定ユーザー及び交渉窓口会社		小部会の出席者（注 2）						小部会等の開催状況	小部会等で決定された販売価格又は加工賃の引上げ幅	妥結した引上げ幅（注 3）	証　　拠
	特定ユーザー（注 1）	交渉窓口会社（注 1）	被審人レンゴー	被審人トーモク	王子コンテナー	森紙業	日本トーカンパッケージ	その他				
42	平成食品工業株式会社	ビス株式会社	[redacted]							[redacted]	[redacted]	
43	流山キッコーマン株式会社											
44	江戸川食品株式会社								平成 23 年 12 月 6 日			
45	ヒゲタ醤油株式会社											
46	宝醤油株式会社											
47	キッコーマンソイフーズ株式会社								平成 24 年 3 月 19 日			
48	日本デルモンテ株式会社											
49	北海道キッコーマン株式会社											
50	日清製粉株式会社	日清製粉株式会社	[redacted]						平成 23 年 11 月 16 日 平成 23 年 11 月 28 日 平成 23 年 12 月 13 日 平成 24 年 1 月 16 日 平成 24 年 1 月 30 日 平成 24 年 2 月 13 日 平成 24 年 2 月 21 日 平成 24 年 3 月 2 日 平成 24 年 3 月 14 日 平成 24 年 3 月 23 日 平成 24 年 3 月 30 日 平成 24 年 4 月 9 日 平成 24 年 4 月 23 日			査 218（3～10 頁） 査 290（3～8 頁） 査 392（3～6 頁） 査 394（1～18 頁）
51	日清フーズ株式会社	日清フーズ株式会社							平成 23 年 11 月 16 日 平成 23 年 11 月 28 日 平成 23 年 12 月 13 日 平成 24 年 1 月 16 日 平成 24 年 1 月 30 日 平成 24 年 2 月 13 日 平成 24 年 2 月 21 日 平成 24 年 3 月 2 日 平成 24 年 3 月 23 日			査 393（1～15 頁） 査 392（3～6 頁）
52	理研ビタミン株式会社	理研ビタミン株式会社							平成 23 年 11 月 2 日 平成 23 年 12 月 2 日			査 190（3～8 頁） 査 264（3～5 頁）

番号	特定ユーザー及び交渉窓口会社		小部会の出席者（注 2）						小部会等の開催状況	小部会等で決定された販売価格又は加工賃の引上げ幅	妥結した引上げ幅（注 3）	証　　拠
	特定ユーザー（注 1）	交渉窓口会社（注 1）	被審人レンゴー	被審人トーモク	王子コンテナー	森紙業	日本トーカンパッケージ	その他				
53	理研食品株式会社		[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 12 月 19 日	[redacted]	[redacted]	査 176（8～10 頁） 査 147（12～14 頁） 査 460（4～11 頁）
									平成 24 年 1 月中旬			
									平成 24 年 2 月 20 日			
54	伊藤ハム株式会社	伊藤ハム株式会社	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 23 年 11 月 7 日			査 194（3～9 頁）
55	伊藤ハムデイリー株式会社								平成 23 年 11 月 21 日			
56	伊藤ハムウエスト株式会社								平成 24 年 4 月 23 日			
57	日清オイリオグループ株式会社	日清オイリオグループ株式会社							平成 23 年 11 月 25 日			査 212（3～12 頁）
									平成 24 年 1 月 26 日			
									平成 24 年 3 月 21 日			
									平成 24 年 3 月 28 日			
									平成 24 年 4 月 10 日			
58	昭和産業株式会社	昭和産業株式会社							平成 23 年 11 月 8 日			査 225（3～8 頁）
									平成 24 年 4 月 4 日			
									平成 24 年 4 月 10 日			
59	ヤマザキ・ナビスコ株式会社	ヤマザキ・ナビスコ株式会社							平成 23 年 11 月 11 日			査 199（3～6 頁） 査 291（3～7 頁） 査 395（1～9 頁）
									平成 23 年 11 月 24 日			
									平成 24 年 1 月 24 日			
									平成 24 年 2 月 15 日			
60	ユニリーバ・ジャパン株式会社	ユニリーバ・ジャパン・サービス株式会社							平成 23 年秋頃（電話連絡）			査 175（9～10 頁）
61	東洋ビューティ株式会社											
62	テーブルマーク株式会社	テーブルマーク株式会社							平成 23 年 11 月頃			査 237（7～8 頁）
63	株式会社クレスコ	株式会社クレスコ							平成 23 年 11 月 7 日			査 189（3～11 頁）
64	雪印メグミルク株式会社	雪印メグミルク株式会社							平成 24 年 3 月頃（5 社会）			
65	ビーンスターク・スノー株式会社								平成 24 年 3 月 29 日（5 社会）			
66	甲南油脂株式会社								平成 24 年 5 月 17 日（5 社会）			
67	シマダヤ株式会社	シマダヤ株式会社							平成 23 年 11 月 11 日			査 201（4～16 頁） 査 296（3～9 頁） 査 318（4～11 頁） 査 264（5～8 頁）
									平成 23 年 12 月上旬			
									平成 23 年 12 月 26 日			
									平成 24 年 1 月 6 日			

番号	特定ユーザー及び交渉窓口会社		小部会の出席者（注 2）						小部会等の開催状況	小部会等で決定された販売価格又は加工賃の引上げ幅	妥結した引上げ幅（注 3）	証　　拠
	特定ユーザー（注 1）	交渉窓口会社（注 1）	被審人レンゴー	被審人トーモク	王子コンテナー	森紙業	日本トーカンパッケージ	その他				
			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 24 年 1 月中旬	[redacted]	[redacted]	
			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	平成 24 年 1 月下旬		[redacted]	
			[redacted]				[redacted]		平成 24 年 4 月中旬			